

平成26年

三重県議会定例会会議録

(9 月 29 日)
(第 21 号)

第21号
9月29日

平成26年

三重県議会定例会会議録

第 21 号

○平成26年9月29日（月曜日）

議事日程（第21号）

平成26年9月29日（月）午前10時開議

第 1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 県政に対する質問

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 50名

1	番	下 野	幸 助
2	番	田 中	智 也
3	番	藤 根	正 典
4	番	小 島	智 子
5	番	彦 坂	公 之
6	番	栗 野	仁 博
7	番	石 田	成 生
8	番	大久保	孝 栄
9	番	東	豊
10	番	中 西	勇
11	番	濱 井	初 男

12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	小林	聡
21	番	小林	正人
22	番	奥野	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	青木	謙順
36	番	中森	博文
37	番	前野	和美
38	番	水谷	隆
39	番	日沖	正信

40	番	前 田	剛 志
41	番	舟 橋	裕 幸
43	番	三 谷	哲 央
44	番	中 村	進 一
45	番	岩 田	隆 嘉
46	番	貝 増	吉 郎
47	番	山 本	勝
48	番	永 田	正 巳
49	番	山 本	教 和
50	番	西 場	信 行
51	番	中 川	正 美
(52	番	欠	員)
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥 井	隆 男
書 記 (事務局次長)	青 木	正 晴
書 記 (議事課長)	米 田	昌 司
書 記 (企画法務課長)	佐々木	俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課主査)	吉 川	幸 伸
書 記 (議事課主査)	松 本	昇

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	石 垣	英 一
副 知 事	植 田	隆
危機管理統括監	渡 邊	信一郎

防災対策部長	稲垣 司
戦略企画部長	竹内 望
総務部長	稲垣 清文
健康福祉部長	北岡 寛之
環境生活部長	高沖 芳寿
地域連携部長	水谷 一秀
農林水産部長	橋爪 彰男
雇用経済部長	廣田 恵子
県土整備部長	土井 英尚
健康福祉部医療対策局長	佐々木 孝治
健康福祉部子ども・家庭局長	西城 昭二
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺 将隆
地域連携部スポーツ推進局長	世古 定
地域連携部南部地域活性化局長	森下 幹也
雇用経済部観光・国際局長	加藤 敦央
企業庁長	小林 潔
病院事業庁長	大林 清
会計管理者兼出納局長	中川 弘巳
教育委員会委員長	岩崎 恭典
教育長	山口 千代己
公安委員会委員	山本 進
警察本部長	大賀 眞一
代表監査委員	福井 信行
監査委員事務局長	小林 源太郎

人事委員会委員	岡	喜理夫
人事委員会事務局長	速	水 恒 夫
選挙管理委員会委員長	宮	寄 慶 一
労働委員会事務局長	前	寫 卓 弥

午前10時0分開議

開 議

○議長（永田正巳） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（永田正巳） 日程第1、県政に対する質問を行います。
通告がありますので、順次、発言を許します。51番 中川正美議員。
〔51番 中川正美議員登壇・拍手〕

○51番（中川正美） おはようございます。自民みらい所属の伊勢市選出の中川正美でございます。

それでは、質問に先立ちまして、9月27日に発生しました御嶽山の噴火で尊い人命が失われたことについて、お亡くなりになられた方、その家族の皆様方に謹んでお悔やみを申し上げます。また、けがを負うなど被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

三重県におきましては、気象庁の調べによりますと、活火山はないと聞いているところでありますが、今会議においても防災の質問も多くあったところで、今後も重要な施策であると再認識をしたところであります。

いずれにいたしましても、被害に遭われた方々に対して重ねてお見舞いを申し上げますとともに、遭難者の早期の発見、救出を祈らせていただきたいと思います。

思います。

それでは、質問に移らせていただきたいと思います。

これからも輝き続けるために、三重県経済の発展に向けてお伺いをいたします。

三重県はこれまで、日本の高度経済成長の象徴でもある、四日市市にある石油化学コンビナートをはじめとする重化学工業や、輸送用機器、電気機械などの加工組み立て産業等のものづくり産業を中心に経済発展が行われてまいりました。これまでに就任した知事も、県経済の発展に特に関係が大きい産業政策のための企業誘致を中心に、様々な取組を行ってこられたところであります。

昭和47年から平成7年の6期にわたって知事を務められた田川亮三知事は、高度経済成長の終えん、2度のオイルショック、四日市公害問題など厳しい中での知事就任となり、四日市公害克服の取組を行うとともに、名阪国道の整備による伊賀地域の工業集積の促進、県内部へのデンソー大安製作所、東芝四日市工場、シャープ三重工場等のハイテク産業の積極的な誘致にも力を入れてられました。

平成7年から平成15年の2期にわたって知事を務めた北川正恭知事は、産業政策のための企業誘致策として、クリスタル、シリコン、メディカル、パールのバレー構想を打ち出し、補助金制度を活用した関連企業の誘致を強力に推進されてまいりました。その結果、多気町で操業していたシャープ株式会社の新工場を、知事の積極的なトップセールスにより亀山市に誘致することに成功され、亀山工場の誘致はその後、凸版印刷株式会社や日東電工株式会社等の進出など、地理的に隣接する拠点形成への呼び水となり、雇用の拡大や電子部品・デバイス・電子回路製造業の製造品出荷額が大幅に増加するなど、新たな経済効果をもたらされ、一定の成果を上げられたと思っています。

平成15年から平成23年の2期にわたって知事を務めた野呂昭彦知事につきましては、知事就任時の平成16年4月に四日市臨海部工業地帯が技術集積活

用型産業再生特区の認定を受け、四日市コンビナートの高付加価値素材産業への展開が始まったほか、知識集約型産業政策を推進し、企業、研究機関の誘致や技術集積型産業再生特区での取組を踏まえ、産学官連携による研究開発の促進などを行う場として、平成20年3月に高度部材イノベーションセンター（AMIC）を四日市に設置し、高度部材産業群の集積をベースとして、中小企業も巻き込んで地域に長く軸足を置く研究開発拠点の集積を目指してこられました。

このように、これまでの知事は、三重県経済の進展に向け、様々な産業政策を行ってきました。

鈴木知事が知事就任をした平成23年4月は、同年3月11日に発生した東日本大震災と、それに伴って発生した津波により、東北地方や関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害が発生し、1万5000人を超える多くの方々が犠牲となった、日本周辺における観測史上最大の地震の1カ月後で、被災地以外にも広く経済的な影響を及ぼしていた大変な時期でありました。また、失われた20年と言われる長期経済低迷が続き、サブプライムローン問題やリーマンショックから端を発した世界金融危機、世界同時不況による影響で失業や貧困が拡大するなど、日本経済が立ち直っていない状況でありました。

三重県においても、これまで三重県経済を牽引してきた液晶や半導体、自動車等の製造業もこの不況の影響を大きく受け、県内雇用が急激に悪化し、有効求人倍率が0.70倍、特に正社員の有効求人倍率は0.32倍となるなど、行き先が不透明な、非常に厳しい状況が続いている中での知事就任でありました。

こういった状況の中、鈴木知事は、日本一幸福が実感できる三重を目指し、防災対策、東日本大震災をはじめ、産業振興、エネルギー対策、医療、福祉、少子化対策等をはじめとする様々な取組について、この3年間、力を入れて推進してきたと感じています。

特に産業政策においては、みえ産業振興戦略を平成24年7月に策定し、この戦略に基づき、県内経済の成長に向け、積極的な産業政策を展開されてき

ました。

従来の誘致制度から一歩進め、誘致を含む投資そのものを促進するため、平成25年3月に全国で初めてマイルージ制度を導入した新企業誘致制度の創設や、フランス、ドイツ、スイス、イギリス、中国、台湾、タイを訪問するなど、海外へのトップセールスも積極的に実施されてこられました。

このように、県内経済の進展に向け産業政策を積極的に進めてきた結果、製造品出荷額も10兆円を超え、リーマンショック以前の水準に戻りつつあると感じています。また、公益社団法人日本経済研究センターの中期経済予測においても三重県は都道府県別成長率1位になったと聞いており、今後の県経済の進展について、非常に期待をしているところであります。

先ほど紹介しましたとおり、過去の知事におかれても産業政策における積極的な取組を行い、県経済の発展に寄与されてまいりました。

そこで、御質問します。

過去の知事もそれぞれの時代に沿った経済政策について十分に考え、取り組んでこられたと思いますが、この過去の知事の取組や成果について、数値等だけでは比較できない部分もあるかと思いますが、どのように評価をされているのか。また、これまで取り組んでこられた鈴木知事の3年間の産業政策の成果や、時代認識、経済認識を踏まえ、三重県経済の発展に向け、これからの産業政策をどのように進めていこうと思っているのか、具体的な方針についてお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） これまでの取組と今後の産業政策について御質問いただきましたが、冒頭に中川議員から御嶽山の噴火について触れていただきましたので私からも一言申し上げますが、お亡くなりになられた方々に対して心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。三重県としましては、要請があり次第、様々な、DMATとかを含めて、派遣できるような備えをしっかりとおくということと、心肺停止などされておられる方々、あるいは負傷されている方々、その中に三

重県関係の方々がおられないかどうか、それに向けた情報収集を現在、鋭意取り組んでいるところでありますので、引き続きしっかりやっていきたいと思っております。

さて、御質問に対する答弁でございます。

まず、過去の産業政策の評価につきましては、三重県において、輸送用機械、電子・電気機器、石油化学、これで三重県の製造品出荷額の7割を占めるわけですが、その集積をつくっていただいたというのは、まさにこれまでの知事が企業誘致を中心とした政策を積極的に進めていただいた結果であるというふうに認識をしております。

私が知事に就任した当時、先ほど議員からも御紹介いただきましたけれども、東日本大震災によるサプライチェーンの断絶、あるいはリーマンショックの影響がまだまだ色濃く残っており、世界と直結する事業を展開しているグローバル企業が多い電子・電気機器、輸送用機械等の製造業が大きく落ち込んだ状態で、県民総生産が1年、これは平成19年から20年ですけれども、で9.8%も低下しており、この低下率は全国の中でも最大規模であった、そういうような状態でありました。こうした結果から、三重県の産業構造は世界経済の変化に大きな影響を受けやすく、いわば感応度が高いと言え、また、加えて、付加価値が低い、海外市場への展開の遅れなどといった課題もあわせて浮き彫りになりました。

このような状況から、国全体や世界の景気動向や一部の産業の動向で県経済の浮き沈みがないようにしたいという、そういう思いから、今までの主力産業のパワーアップとあわせて、強靱で多様な産業構造を構築するため、国の成長戦略に先駆け平成24年7月にみえ産業振興戦略を策定し、その具現化に向け、成長産業として期待される環境・エネルギー関連産業やヘルスケア産業の育成、全国初となるマイレージ制度を取り入れた新たな企業投資促進制度による企業誘致などに取り組んでまいりました。その結果、企業誘致を含む県内投資の平成25年の件数は、リーマンショック前やこれまでを圧倒的に上回る状況となりました。

さらに、三重県経済のかなめである中小企業、小規模企業の振興を最重要課題の一つに掲げ、本年4月、三重県中小企業・小規模企業振興条例をスタートさせ、事業引継ぎ支援センターやよろず支援拠点を開設、三重県版経営向上計画制度を創設するなど、地域の雇用や経済、社会を支える重要な存在である中小企業、小規模企業のさらなるレベルアップに対する取組を進めてきたところであります。

こういうものを含めまして、先ほど議員からも御紹介いただいた、公益社団法人日本経済研究センターが本年3月に発表した2025年までの都道府県別成長率予測において、三重県の成長率が全国1位になったことは、これまでの取組、あるいは三重県のポテンシャルの高さ、こういうものが評価されたものであり、これまで取り組んできた産業政策の成果だと考えております。

今後は、さらに成長の可能性が高い新たな産業振興に取り組むことが重要であることから、三重県が強みとする産業との親和性も高く、成長産業として期待されている航空宇宙産業、ヘルスケア産業、食関連産業などをターゲットに積極的に取組を進め、裾野の広がりとするさらなる高みを目指した産業構造を築いていきたいと考えております。

特にこれまでとの違いという意味では、人口増加や中間層の増加、あるいは経済成長する新興国を中心とした海外の需要をしっかりと取り組むために、県内企業の国際展開を後押しするということにも積極的に取り組み、そのプラットフォームとして、みえ国際展開推進連合協議会を本年8月に設立しました。

また、産業の発展にはインフラ整備が不可欠です。東海環状西回り、北勢バイパス、新名神高速道路、近畿自動車道紀勢線をはじめ高規格道路の整備、そして、エネルギーの確保というものも重要でありますので、その基盤であるコンビナートの再生、また、イノベーションのインフラとしてのICT関連企業の集積、こういうことも必要でありますので、これらの環境整備にも注力してまいりたいと考えております。

本県には、世界に誇るべき歴史や文化、風土の中で先人たちが貫いてきた

伝統技術を受け継ぎながらも時代の変化に対応するという精神が根づいています。今後も、世界の中での三重県が果たす役割を明確に意識し、他県などの地域も巻き込みながら、三重県がリーダーシップを発揮し、今後の産業政策を推進していきたいと考えております。

〔51番 中川正美議員登壇〕

○51番（中川正美） 御答弁いただきました。

今回の質問は、歴代の知事との、経済政策を通じてその違いを浮き彫りにしたいと。しかしながら、政治スタンス、時代背景、あるいは社会構造が異なっておりますから難しいということは重々承知をしておったわけですが、ありがとうございます。

私ごとなのですが、昭和58年に初当選いたしました。30代でございまして、30代が田川知事、40代が北川知事、50代が野呂知事、そして、60代が鈴木知事と、こういうことなのですが、いろんな思い出があるのですが、田川知事は当時、県南地域の地域格差、今もありますけれども、均衡ある発展ということで、そういった中で、世界祝祭博覧会を、大きなイベントを展開したんですが、大事業でございまして、当時を振り返りますと、本当に関係の皆さん方が不休不眠で頑張っていただいて、期間は108日間だったと思うんですが、351万人が入っていただきました。その県南地域の活性化と同時に、祭りを通して21世紀の人間の生き方を考えようと、こういうテーマであったかと思うんですが、最後の日でありますけれども、フィナーレで田川知事が大粒の涙を流しておったのを今でも覚えております。

また、その次の北川知事でありますけれども、改革派の知事ということで様々な改革をされました。さわやか運動とかいろんなことをされたわけなんです。特にこの壇上で、忘れもしませんけれども、平成12年2月22日、長年の懸案事項でありました、南島町、芦浜原発計画の白紙撤回をされました。これも感きわまって涙したのを覚えております。

そして、その次が野呂知事でありますけれども、平成15年に就任をなさいました。私もそのとき三重県議会議長に就任したわけなんです。就任され

て3カ月後、8月であります。暑いときでありましたけれども、御承知のRDFの爆発事故がありました。三重県民の尊い命が亡くなったということで、私も知事もそちらへお伺いしたんですが、本当に胸を痛めた、そんなこともあったわけでありまして、どの知事も本当に立派でありましたし、また、命がけで県政の進展のために覚悟と愛情を持って頑張っていたと。

鈴木知事も同じように歩いてみえるわけなんです。なお一層、全力投球で頑張っていたきたい、こんなふうにもエールを送らせていただきたいと思っています。

それでは、続きまして、ポスト遷宮、伊勢志摩地域の振興についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

昨年は、第62回式年遷宮のクライマックスでございます外宮、内宮の遷御がとり行われ、これまで最高でありました平成22年の883万人を大きく上回る、1420万人を超える参拝者が国内外から伊勢神宮を訪れ、にぎわいを見せたところであります。さらに、今年は、遷宮で新しくなった伊勢神宮への参拝で集客が見込まれるおかげ年であり、昨年以上に多くの参拝者や観光客が伊勢志摩地域を訪れることが予想されております。

このように、伊勢志摩国立公園の玄関口として、豊かな自然とおいしい食材に恵まれた伊勢志摩地域では、これまでも、昭和50年の英国エリザベス女王陛下による伊勢神宮、ミキモト真珠島の御訪問、平成6年の、先ほど申し上げました、「新たな“であい”を求めて」をテーマに第5回ジャパンエキスポとして開催された世界祝祭博覧会、平成12年の伊勢志摩で開催されました第25回パラシューティング世界選手権伊勢志摩大会など、大きなイベントも開催され、国内はもとより世界に向けて情報発信を行ってきております。

こうした中、平成28年に、主要国首脳会議、いわゆるサミットが日本で開催される予定となっておりますが、先般、三重県は、この主要国首脳会議に伴う関係閣僚会合の開催を伊勢志摩地域に誘致することを表明されました。

これまでに三重県で開催された国際会議は、私の政治の師匠でもあります

田村元氏が、通商産業大臣時の昭和62年、志摩市の志摩観光ホテルで開催されました、日本、アメリカ、カナダ、E Cの通商大臣による四極通商サミットや、平成25年に日本と台湾の観光関係者のトップが一堂に会し、今後の日台間の双方向の観光を促進することを目的に、2013日台観光サミット in 三重が志摩市の合歓の郷で開催されたことなどがあります。

三重県が誘致を表明している平成28年のサミットには、首脳会議、関係閣僚会合の開催地として、仙台市、新潟市、軽井沢町、静岡市、浜松市、名古屋市、神戸市、広島市が、また、関係閣僚会合の開催地には、三重県のほか、札幌市、京都市、宮崎県、熊本市が立候補を表明していると聞いています。

県が誘致を予定しております伊勢志摩地域は御承知のように、古くからみけつ国として伊勢神宮への奉納を行ってきた、自然に恵まれた地域であり、例えば海女漁においても、後世に資源を残すための取組の実践など、自然との共生が続けられてきています。特に海女文化については、ユネスコ無形文化遺産登録推進に向け、現在取り組まれているところであり、世界に誇れる三重文化として積極的な取組をお願いしたいと考えているところであります。

また、主要国首脳会議が開催される2016年は、伊勢志摩国立公園70周年の記念すべき年であります。さらに、翌年に第27回全国菓子大博覧会・三重が伊勢で開催されるとともに、また、三重県において、全国軟式野球大会、天皇杯が開催されることになっており、地域にとって大きなチャンスがここ数年に大挙して訪れることになっています。

関係閣僚会合の伊勢志摩地域での開催は、伊勢志摩を、ひいては三重県を世界に発信していく、非常にいい機会であります。そこで、何点が御質問を申し上げたいと思います。

まず、1点目に、主要国首脳会議の関係閣僚会合の誘致に向けた現在の三重県の取組状況についてお伺いします。

2点目ですが、2017年に、伊勢市の県営サンアリーナを中心に第27回全国菓子大博覧会・三重が開催されますが、御遷宮後の伊勢市での大きなイベントとして非常に期待をしているところであり、ぜひ、この菓子大博覧会を

オール三重で盛り上げていただきたいと思います。また、2013年に和食がユネスコ無形文化遺産に登録され、日本の食文化に対し、世界から高い関心が寄せられている中、これまで国内向けであった日本の菓子を海外に発信していくよい機会ではないかと考えますが、県の考えをお聞きいたしたいと思います。

3点目には、先ほど事例を御紹介しました四極通商会議や、2008年に開催された洞爺湖サミットなどにおいて、インフラの整備が大きく進んだ実績があります。主要国首脳会議に伴う関係閣僚会合の開催や来る国体に向け、インフラの整備を前倒して進める必要があると考えます。

私は、伊勢志摩地域の活性化のために、新宮川架橋の建設や伊勢二見鳥羽ラインの無料化、朝熊インターチェンジの開放、内宮周辺における渋滞対策などをこれまでも訴えてまいりました。中でも内宮周辺における渋滞対策の一つとして、三重県営総合競技場が平成33年に三重県で開催予定であります国民体育大会の陸上会場として、さらに、先日開会式などの総合式典会場としても選定されたこともあり、同競技場への近鉄五十鈴川駅からの動線を確保することが重要となっています。この動線の一つである県道館町通線の五十鈴川にかかる御側橋については、自動車のすれ違いが困難なほど道路が狭く、歩行者の安全な通行にも支障を来しており、早急な改良が必要な状況であります。

内宮周辺の渋滞緩和、来る国民体育大会会場への円滑なアクセスに資する御側橋を含めた周辺の道路整備について、現状と今後の見込みをお聞かせ願いたいと思います。

4点目ですが、もう少し先のことについての御質問であります、次の遷宮についてであります。

前回の遷宮の後には1994年に先ほど申し上げました世界祝祭博覧会が、今回の遷宮の前後には「美し国おこし・三重」縁博みえが伊勢の地で開催されます。こうした遷宮後の取組が、伊勢の地、三重の地を輝かしていくための取組であると考えます。まだまだ先の話であります、次の遷宮の取組につ

いての知事の思いをお聞かせ願いたいと思います。

5点目ですが、伊勢志摩国立公園70周年に際しては、先ほど海女文化のユネスコ無形文化遺産登録推進をお願いしたところですが、この登録につきましては、海女文化のみならず、例えば真珠など地域の資源を含め、世界へのPRをとるべきと考えますが、これらを含め、文化遺産登録推進に向けた現状及び今度の取組についてお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 5点御質問いただいたうち、私のほうから2点答弁させていただきます。

まず、1点目は、主要国首脳会議の関係閣僚会合の誘致に向けた現在の取組状況でございます。

この誘致につきましては8月20日に表明をいたしまして、外務省に対し8月29日に計画案を提出しました。三重県に誘致することについては県内市町や関係団体からも力強い賛同をいただいております。加えて、自然や食をテーマとした関係閣僚会合の誘致に取り組むことから、この機会に環境への取組をPRしたい、地域の特産品の情報を発信したいといった意見をいただいております。現在、市町と連携した誘致活動の検討や、誘致に際してPRできる素材集めなど、関係団体と調整を行っております。

今後、誘致活動を本格化するため、10月1日から県庁内の体制を整備し、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町といった関係市町をはじめ、市長会、町村会、商工・観光関係や農林水産関係団体が参加する2016年みえ伊勢志摩サミット関係閣僚会合誘致推進協議会（仮称）を10月末に設立することとしています。

協議会の設立後は、官民一体となって政府への誘致要請活動等を行っていくほか、地元市町や関係団体と連携して、年明けに予定されている外務省の現地調査に適切に対応してまいります。

2点目は、次の遷宮を迎えるに当たっての考えということでございます。

伊勢神宮は日本人の心のふるさとであり、また、御遷宮は、三重県の魅力

向上、情報発信の好機でもあるということは、今回の遷宮でまざまざと見せつけられた、そういう思いがございます。平成25年の年間参拝者数は約1420万人となり、これまで過去最高であった平成22年の約880万人を大幅に上回る結果となりました。また、平成26年に実施しました第3回みえ県民意識調査では、「国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる」という項目について、実感している層が、前回調査と比べ11.8ポイントの大幅な増加となりました。その意味で、次の御遷宮も、三重県の魅力向上、情報発信のチャンスと捉え、そのときの社会情勢や県内情勢を考慮しつつ、時期を逸することなく必要な取組を推進することが県の責務であると考えております。

例えば、今回の御遷宮におきまして神宮の広報本部が、その前の遷宮の教訓を踏まえて3年前倒して設置をし、丁寧な説明を行ったことが今回功を奏したことや、今回大活躍してくれた御遷宮対策事務局の皆さんが10年近く前から入念に準備をさせていただいたことが今回の成功につながったことなどを考え合わせれば、しっかりとしかるべきときに準備を始めるといった姿勢であるということが重要であるというふうに思っています。

他方、私はいろんなところで申し上げておるんですけども、今回の御遷宮が地元の皆さんを中心とした民の力により大成功を遂げたことを考え合わせれば、県行政もしっかりコミットするものの、県行政だけが前面に出るようなことがあってはならないと思っております。したがって、多くの皆さんと心と呼吸を合わせてしっかり連携をし、時期を逸することなく対応を検討してまいります。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 私のほうからは、全国菓子大博覧会について御答弁させていただきます。

第27回全国菓子大博覧会・三重は、三重県菓子工業組合等の主催のもと、「お菓子がつなぐ『おもてなし』を世界へ」をテーマに、平成29年4月から5月にかけて、三重県営サンアリーナ及びその周辺での開催が予定されており、60万人の入場者数を見込んでいます。

昨年4月から5月にかけて24日間広島県で開催された前回のひろしま菓子博においては、入場者数8万7000人、約166億円の経済効果があったとされており、本県の開催においても、伊勢志摩地域をはじめ、県内への大きな経済波及効果が期待されるものと考えております。

県としては、菓子をはじめ、三重県の食のポテンシャルを最大限活用し、食の産業振興を図るため、食の情報発信、人材育成、商品開発などに集中的に取り組むこととしており、菓子博については、今年度開催予定の三重の食のサミット、来年度のミラノ国際博覧会への出展に続く、三重の食を発信する絶好の機会であると考えております。このため、県としましても、関係市町、三重県菓子工業組合等としっかり議論させていただきながら、菓子大博覧会を世界に向けた情報発信の場として、より効果的なものにしていくよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 私のほうから、御側橋を含めた周辺道路の整備見込みについて答弁させていただきます。

県道館町通線の御側橋は、昭和48年に一級河川五十鈴川に架設された、橋長94.2メートル、幅員5メートルの橋梁で、近鉄五十鈴川駅から県営総合競技場への経路として大会開催時などには多くの利用がありますが、幅員が狭く歩道もないことから、安全な通行に支障を来している状況となっております。

また、伊勢市や伊勢商工会議所からは、内宮前の国道23号と県道伊勢磯部線の交差する宇治浦田町交差点の渋滞対策として、県道館町通線の拡幅並びに御側橋の整備について御要望をいただいているところでございます。

このため、内宮周辺の渋滞解消と競技場への円滑なアクセスの確保に向け、伊勢市とも協議を行いまして、国道23号から県道館町通線へ接続する市道、これは伊勢市の施工ですが、市道の整備とあわせて橋梁の整備と県道の拡幅に取り組むこととし、本年5月に伊勢市とともに地元役員に説明を行ったところでございます。

現在、地元協議に必要な橋梁予備設計及び道路設計を進めておりまして、引き続き伊勢市とともに連携し、地域の皆様の御理解、御協力をいただきながら着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 海女漁技術に関するユネスコ無形文化遺産登録の現状と課題及び真珠など地域資源も含めたPRについてお答え申し上げます。

平成25年現在、日本国内約2000人の海女のうち978人が鳥羽・志摩で海女漁に従事しています。海女たちは、高齢化や後継者不足、漁獲物の減少等もあり、海女漁の伝統を守り伝えることが困難な状況になりつつあります。

こうした中、県教育委員会では、文化財の保持団体である海女保存会を平成25年5月に設立し、翌26年1月23日には鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術を県無形民俗文化財に全国で初めて指定し、さらに、全国海女文化保存・振興会議を翌日に、石川県など7県とともに設立いたしました。

課題でございますが、海女漁技術の文化財としての保存と継承には、後継者の育成確保につながる文化財としての魅力を発信していくことが必要となります。また、ユネスコ無形文化遺産の代表一覧表記載に向けては、鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術が国重要無形民俗文化財に指定されることが前提となることから、早期の国文化財指定に向けて、知事を先頭にした国への提言・提案活動を平成26年2月と5月に行いました。

今後でございますが、この秋にも国に対してさらに働きかけを強めるとともに、後継者育成につながる事業の検討をするなど、海女保存会の活動を支援してまいります。

また、平成26年度は新規事業といたしまして、ユネスコ一覧表記載の実現に向けて、海女の習俗や魅力を伝えるパネル展示や映像記録制作を行い、その機運の醸成を図ってまいります。

議員の提案がありました、海女とあわせて海の恵みである真珠などの海産物のPRにつきましても、関係機関と協議、連携を図りながら、伊勢志摩地域の活性化に寄与できるように努めてまいります。

以上でございます。

[51番 中川正美議員登壇]

Q51番(中川正美) 御答弁いただきました。

G8サミットの関連でありますけれども、実は、先ほども申し上げましたけれども、世界祝祭博覧会の2年前でありますけれども、平成4年にジャパンエキスポ富山というのが開催されました。当時、私は世界祝祭博対策特別委員会の委員長でございまして、そこへ視察に行ったわけではありますが、同じ富山県内で利賀村というところがありまして、ここで世界そば博覧会というのをやっておりました。大変脚光を浴びたのを覚えておるわけなんです、ぜひともサミットを契機として、例えば世界心のサミット、言うならば、伊勢神宮ということで、そういった心の問題を提起したサミットができるような、そんなことも一度県独自で取り組んでもらいたい。これは要望とさせていただきます。

また、菓子大博覧会のことについては、先ほどお話がございましたように、昨年24日間で80万人ということで、三重県は60万人ということなんです、頑張ってください、そのためには、来年ミラノ国際博覧会がございましてから、そこで大いに菓子のPRを、ぜひとも知事、頑張ってやっていただきたいと思います。

それから、三重県営総合競技場の前の御側橋の関係なんです、これは本当に長年の、地域の住民はもとより、スポーツ関係、悲願でございまして、一日も早い供用開始をお願いしたいし、当然ながら、こういう形でサミット、国体等の前倒しのインフラ整備ということで、二見鳥羽ラインの無料化とか開放の問題とか、いろんな問題についても積極的にやっていただきたいと思います。

それから、先ほど申し上げた20年後の遷宮ということで、前回ですか、第61回の式年遷宮のときの翌年の、何度も繰り返しておりますけれども、世界祝祭博覧会は、言うならば日本全国向けの対応だったと思うんです。今回の「美し国おこし・三重」というのは、言うならば県内向けではないかなと。

したがって、次の遷宮は、外国からの誘客を図るとか、あるいは、知事の最も専門的なグローバル化とか、世界に向けて発信をする。そのためには早くからいろんなイベントの計画をやっていたらいいなと、こう思いますので、よろしく願いたいと思います。

いずれにいたしましても、こうした取組というのは、伊勢志摩地域、三重県を元気にしていくものと信じているところであります。

一方、首都東京におきましては直下型地震を危惧する研究者もあると聞いていますところではありますが、こうしたことから、以前に大きく議論されてきました首都機能移転について、再度議論が必要と考えています。さらに、首都機能移転をするためには伊勢湾架橋が大きな役割を果たすことは間違いありません。財務上、財政上、非常に大きな規模であり、今日明日に具体的な取組を求めるものではありませんが、元気になり、世界に発信する三重をより発展させるためには、こうした夢を持った考えを真剣に議論し、備える志が必要であります。

そこで、知事に質問いたします。

首都機能移転を目指すためにも伊勢湾架橋はぜひとも実現する必要があると考えますが、知事の決断をお聞かせ願いたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 伊勢湾架橋についてでありますけれども、昭和62年から国が調査検討を進めてきたわけですが、平成20年7月に閣議決定されました国土形成計画において長期的な視点から取り組むといった内容に後退し、国の調査検討も平成20年度から打ち切られるということになってしまいました。

しかしながら、先ほど来、議員からありますように、広域観光交流圏を創造し、伊勢志摩地域の活性化にもつながるという期待もありますので、今後、また国の動きがあった際には速やかに対応できるように、引き続き国の動向を注視していきたいと考えております。

〔51番 中川正美議員登壇〕

○51番（中川正美） ありがとうございます。

伊勢湾架橋は、御承知かと思うんですが、昭和40年、ワイズマン調査団が

調査いたしました報告がされてからもう50年経過したわけですね。過去、伊勢湾架橋期成同盟会等々で頑張っていたいたわけなんです、あるとき、四国の越智伊平建設大臣が鳥羽に参りまして、何とか2000年にはくわ入れをしたいとか、また、伊勢市の水谷元市長が、今年の式年遷宮には、東京、関東方面から伊勢湾架橋を渡って伊勢参拝をしてもらいたいとか、そんな決議もされたりしたわけです。

また、私も、平成10年だったと思うんですが、東海4県、愛知、岐阜、三重、静岡、この4県の議員でもって、伊勢湾口道路建設促進東海四県議会議員協議会というのをつくりまして、その会長におさまっておるんですが、今、休止の状況でございまして、ぜひとも、今、知事から力強い御答弁をいただいたものですから、ぜひとも一緒に頑張っていきたい、このことを申し上げたいと思います。

それでは、続きまして、命の重さ、命の大切さ、福祉問題、新たな難病対策についてお伺いいたしたいと思います。

我が国の難病対策は昭和47年に、当時は原因不明であったスモンの研究事業としてスタートして、40年以上が経過いたしました。その間、各種の事業を推進し、難病医療の水準の向上や患者の療養環境の改善などを行うとともに、医療費助成対象を56疾患まで拡大してきました。

これまで進めてきた難病対策の課題として、疾患の中には医療費助成の対象に選定されていないものがあり、疾病間で不公平感があることや、都道府県の超過負担の解消が図れないなど、様々な指摘がなされてきました。

こうした課題に対して国は、厚生科学審議会の難病対策委員会における提言を踏まえ、さきの通常国会、安倍政権、田村憲久前厚生労働大臣のもとで、難病の患者に対する医療等に関する法律が制定されました。難病対策の法制化により、重症患者には所得に応じて一定の負担を求めることとなるものの、公平かつ安定的な制度の確立により安定財源が見込まれています。また、助成対象も56疾患から300疾患に拡大され、幅広い支援が届くことになり、難病患者の長期にわたる療養と社会生活を支える対策として、県民の理解が十

分得られるものと評価するものであります。

そこで、何点かお伺いをいたします。

一つ目は、制度の開始である1月まで準備期間が4カ月を切っていますが、今後のスケジュールと対象となる方への広報、周知など、どのように行っていくのか。

2点目は、対象疾患の拡大に伴い、難病対策をさらに充実させていく必要があると思いますが、県に設置しております難病医療審議会等において検討が必要だと思いますが、県の取組方針をお伺いしたいと思います。

3点目は、難病患者が日常生活で不安の解消を図るためには、医療費助成ばかりでなく、社会参加のための施策として就労支援や難病に関する相談体制の充実が必要だと考えますが、今後の対応はいかがでしょうか。

4点目は、平成25年度から障害者総合支援法の改正に伴って、手帳の所持いにかかわらず、130の疾患患者がその支援対象となっておりますが、十分周知されておられません。どのように周知をしていくのか。

また、新たな制度により難病対策の充実が図られたものの、今後も指定難病の拡大や充実につながっていくのか、懸念を持っております。今回難病に指定されなかった疾病や、小児期に難病を発症した患者に対する成人後の支援はどうなっていくのか、県の見解をお伺いしたいと思います。

次に、自然災害が頻発する中で大規模災害時の対応が喫緊の課題となっており、特に、難病患者など、災害時要援護者への早急な対策が必要と考えています。難病患者の避難支援に迅速に対応するため、行動・支援マニュアルの作成や、難病患者がスムーズな支援を受けるために、災害時に難病患者の避難生活に必要な配慮や対応を記載した災害支援手帳を作成し、難病患者に配付することが実効性のある支援につながると思いますが、県の見解をお伺いしたいと思います。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 新たな難病対策につきまして何点か御質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

本県で難病の医療費助成を受けている患者数は、平成26年3月末で1万3651人となってございます。今回、いわゆる難病法が成立しまして、新しい制度としまして明年1月から施行されることとされておりますけれども、このときに対象疾病数が現在の56から110に拡大されることに伴いまして、医療費助成の対象となる方も増加する見込みとなっております。

このため本県では、現在、医療費助成を受けている全ての患者に新制度の案内を送付するとともに、患者が来院されるであろう県内の病院、診療所、薬局といった医療機関にも通知し、また、県のホームページにも掲載するなど周知を図り、全ての対象患者が滞りなく新制度における医療費助成を受けられるよう対応していくこととしております。

次に、難病対策の検討の場でございますけれども、今回制定された難病法では、医療費助成制度の見直しのほか、県内の医療提供体制の構築や、難病患者の療養生活環境の整備が県に対し求められているところでございます。

このため本県では、三重県難病医療審議会におきましてこれらの取組の方針について検討をしていくとともに、県内の医療機関の連携や協力体制のあり方につきましては、関係医療機関等から構成されます三重県難病医療連絡協議会において、必要な確認を行ってまいります予定でございます。

次に、難病患者の就労支援や相談体制でございますけれども、本県では、三重県難病相談支援センターを設置し、ここを拠点といたしまして、難病患者や家族からの生活相談、療養相談、交流活動の促進、就労支援等を行っておりますが、今後増加する可能性がある各種相談等への対応が課題となっております。

このため、三重県難病相談支援センターの運営協議会におきまして対応方針を検討するとともに、研修会への参加等によりまして相談対応者の資質向上を図るほか、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターといった関係機関との連携強化を進めることにより、体制の充実を図ってまいります。

次に、障がい福祉サービスに関してでございますが、平成25年4月1日より、いわゆる障害者総合支援法が施行されたことに伴いまして、難病患者も

身体障害者手帳等を持っているかどうかにかかわらず、同法に基づく障がい福祉サービスや相談支援の対象となりました。

このため県としましては、先ほど申し上げました三重県難病相談支援センターを通じて各患者会に周知を図るとともに、県ホームページへの掲載や、市町、保健所、福祉事務所、県医師会、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関とも連携の上、周知を行ってきたところでございますが、今後こういった関係機関と連携をしながら一層の周知に努めてまいります。

次に、今回難病に指定されなかった疾病についてでございます。

医療費助成の対象疾病の考え方は、患者数が人口の0.1%程度以下であって、客観的な医学上の診断基準またはそれに準ずるものが確立しているものとなっており、平成27年1月からは110疾病が対象となり、さらにその後も医学的見地などから国において検討が続けられ、平成27年7月ごろには約300疾病まで拡大される見込みとなっております。

また、小児期は対象であっても成人後は対象とならない疾患もございしますが、難病法案の成立時に、児童が成人しても切れ目のない医療などが受けられるよう指定難病の拡大を図る旨の附帯決議がなされてございます。

以上のことから、県といたしましても、このような国の動向を注視し、的確に対応してまいりたいと考えております。

最後に、災害時における難病患者の避難支援についてでございます。

難病患者と一口に申し上げても、その病態や障がいの程度は疾病や個人の状態により様々であると認識しております。このような中で、災害発生時に支援を必要とする状態にある方については、三重県地域防災計画において、市町が当該者に関する情報の把握、個別支援計画の策定、避難訓練の実施を行うこととしています。

県としましては、市町担当者研修会において先進事例を紹介するとともに、市町との意見交換の場などを通じて、要援護者の名簿や個別支援計画の早期作成を働きかけているところであり、今後、合同で行う総合防災訓練などを

通じまして、県、市町における各防災計画がより実効性の高いものとなるよう努めてまいります。

以上でございます。

[51番 中川正美議員登壇]

○51番（中川正美） 冒頭申し上げたように、命の重さ、命の大切さ。政治の目的は、弱い立場の方を救う、これが一番大事なことだと私は思っておりますけれども、そういった中で難病対策であります、このピンク色の機関紙でありますけれども、（現物を示す）これは、全国膠原病友の会三重県支部の機関紙でございます。いつも私、読ませていただいておりますが、患者の皆さん方のいろんな体験とか、あるいは励まし合いとか、いろんな情報交換、そんな機関誌であります、『かけ橋』。

それから、先日、今月21日に県伊勢庁舎で難病患者の皆さん方の相談会がありました。これは県と県難病相談支援センターの共催でやったわけなんです、参加をさせていただいて、本当に医師の方々や、あるいは相談員の方々が一生懸命対応しておりました。

先ほどお話がございましたように、国がそういう形で難病支援対策を拡大されました。当然ながら、やはり支援センターの仕事量も多くなってくるわけです。これはあくまでもNPOで委託でありますけれども、何とかやはり充実を図っていただきたいと、こんなふうに思うんですが、その中で、ある方が私にこんな病気があるんですよと言われたんですが、アルカプトン尿症、これは、医療対策局長、おわかりでしょうか。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 先天性代謝異常の一つだと認識しております。

[51番 中川正美議員登壇]

○51番（中川正美） 私も初めて知ったんですけれども、これは尿や汗が黒く変化した遺伝病で、古くから知られておる病気だそうなんですけれども、これも入っていないんですよ。そういうことで、何とかしてもらいたいと、こういう話を聞かせていただいたんですが、難病というのは本当に数百、数

千あるそうなんですけれども、今の話の中で今度約300疾病に拡大されるということでありすけれども、たくさん、やはりこういう難病があるということで、これは知事にお聞きしたいんですけれども、県単独事業でこういったものを救えないかという考え方だけ一度お聞きしたいんですが、どうでしょうか。

○知事（鈴木英敬） 今回も110疾病に拡大されて、他県で独自に助成していたものも含まれるようになったと。それで、今回7月に、先ほど医療対策局長も答弁させていただきましたけれども、300疾病に拡大するというので、指定に当たってはやはり医学的見地に基づいた判断が必要だと思っておりますから、まずは国の動向をしっかり注視したいと思っています。

〔51番 中川正美議員登壇〕

○51番（中川正美） 幸福実感日本一ということでありす。同じように、難病対策日本一、これをぜひとも目指していただきたいと思ひます。

続きまして、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例ということでありすますが、時間が限られておりますのでかいつまんで申し上げたいと思ひます。

平成25年6月に議員提案で三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例が制定をされ、7月から施行されました。この条例は、その前文に明記をされておひり、飲酒運転の根絶という目的を達成するために、厳罰化とは異なる新しい視点で、規範意識の定着と再発防止の二つの観点から取り組むこととしておひります。

そこで、1点目は、この三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例が施行されて1年が経過をいたしますが、その成果と課題についてお聞かせを願ひたいと思ひます。あとのことについては割愛させていただきます。よろしくどうぞ。

〔高沖芳寿環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（高沖芳寿） 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例が施行されて1年、その成果と課題について御答弁をいたします。

現在、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画を踏まえ、県民、事業者、関係機関・団体、行政が一体となり、飲酒運転根絶に向けて取り組んでおひるとこ

ろでございます。特に、飲酒運転防止意識の普及、定着を図るため、三重県交通対策協議会飲酒運転^{ゼロ}部会を構成いたします警察、交通安全協会、三重断酒新生会などの関係機関、団体と連携いたしまして、県内各地において、年間を通じた飲酒運転^{ゼロ}をめざすキャンペーン、あるいは飲酒運転^{ゼロ}メッセージ運動を展開しているところでございます。

施行後1年間の成果といたしまして、施行前後それぞれ1年間の飲酒運転による交通事故等の発生件数を見ますと、死亡事故件数が5件から3件へ、人身事故件数は77件が56件へと、それぞれ減少しております。このような状況を踏まえて、条例に基づく取組の成果があらわれているのではないかというふうに認識をしております。

一方、飲酒運転違反者の医療機関への受診率を見ますと、報告期限が到来いたしました105件中、受診した旨の報告がありましたのは33件、率にして31.4%でございまして、さらなる受診率の向上を図る必要があると理解しております。また、減少したとはいいましても、いまだに飲酒運転による事故が後を絶たないことから、飲酒運転防止意識の普及徹底が必要でございまして。

今後、飲酒運転の根絶のために、飲酒運転をしない、させない、許さないという意識の浸透を図るとともに、教育機関等による飲酒運転防止教育や、若者を対象とした県内の大学でのキャンペーンなどを実施してまいります。また、環境生活部内に設置をいたしました飲酒運転防止相談窓口を活用して、アルコール依存症に関する受診率の向上にさらに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔51番 中川正美議員登壇〕

○51番（中川正美） 以上で終わります。命の重さ、命の大切さ、この認識をさせていただいて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（永田正巳） 17番 杉本熊野議員。

〔17番 杉本熊野議員登壇・拍手〕

○17番（杉本熊野） おはようございます。津市選出、新政みえの杉本熊野です。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からもお悔やみを申し上げます。一昨日、御嶽山が大噴火いたしました。突然の大災害で、まだ被災の全容は明らかになっておりませんが、命をなくされた方、重軽傷を負った方が多数おられます。謹んで哀悼の意を表し、心からお見舞いを申し上げます。

先ほど知事から、三重県として要請があればすぐ動き出せるように支援の準備をしておられるということをお聞きいたしました。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、発言通告に従って質問いたします。

一つ目は、子どもの貧困対策の推進についてです。

先週木曜日、9月25日のNHKテレビ「クローズアップ現代」で、子どもの貧困問題がテーマに取り上げられておりました。ごらんになった方もみえると思います。

その中で、4人の子どもを育てる家庭の様子が紹介をされておりました。働いて得る収入は月10万円、児童扶養手当などを入れて月18万円で、必要経費を除くと食費は月に4万円。切り詰めるのは食費しかないので、最も厳しいときはお米が買えないときもある。栄養バランスのよい食事は用意できず、育ち盛り子どもたちに栄養をとらせることができない。

17歳の長男は、中学生のころ友達と遊んでいて、友達がファストフードを食べていても自分は食べられない、情けなく惨めだった、学校で孤立し、不登校となったというふうに本人がインタビューで答えておりました。

もう一人、みきさんという女子中学生、1日1食の生活と報道されていました。小学校2年生から学校に行けなくなった。母子家庭であることをからかわれ、つらくて悲しくて引きこもった。でも、そんなみきさんを変えてくれたのが、豊島区のNPOが始めた子ども食堂。月2回、地域の子どものなら誰でも入れる子ども食堂。ここに来て初めて、一緒に食べる楽しみや地域の人のつながりができた。一緒に御飯を食べることは、体だけではなく、心

にも栄養が届くという、そんな実態が報道されておりました。

子どもの貧困について、資料を四つ紹介します。内閣府子どもの貧困対策に関する検討会で示された資料です。

一つ目は、（パネルを示す）相対的貧困率の年次推移です。子どもの相対的貧困率は増え続け、2010年は日本の子どもの貧困率は15.7%です。直近では、2013年のデータが出ていますけれども、16.3%となりました。今や日本の子どもの6人に1人が貧困家庭で育っています。

相対的貧困率とは、世帯の所得を低いほうから順にずっと並べて、ちょうど真ん中の人の所得、中央値といいますけれども、中央値の半分以下の所得の世帯の割合です。子どもの貧困率とは、相対的貧困世帯で育つ17歳以下の子どもの割合です。

二つ目の資料ですが、（パネルを示す）大人が2人以上いる世帯は貧困率12.7%ですが、大人が1人、つまりひとり親家庭の貧困率は50.8%となっています。直近の2013年のデータでは54.6%とさらに増え、ひとり親家庭の貧困率が高いことをあらわしています。

三つ目の資料は、（パネルを示す）子どもの貧困の現状です。子どもの貧困の現状は、高校進学率や高校中退率などにあらわれます。生活保護世帯に属する子どもと全国の数字を比べると、高校進学率は全国平均が98.4%に対して、生活保護世帯の子どもの進学率は89.9%と低く、高校中退率は、全国平均が1.5%に対して、生活保護世帯の子どもは5.3%と高くなっています。

四つ目の資料は、（パネルを示す）漏斗型社会の説明図です。貧困は世代連鎖することが様々なデータから分析をされています。親の世代から子どもの世代へと貧困が連鎖し、なかなかそこから抜け出せないのが漏斗型社会です。漏斗型社会は、貧困が固定化し、絶望感や諦め感の強い社会になると言われています。

いずれも内閣府の子どもの貧困対策に関する検討会で示された資料であります。

この問題に国としてどう取り組んでいくのかということで、今年1月17日、

子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行となりました。そして、この8月29日には、法律に基づく指針として、子供の貧困対策に関する大綱が発表されました。来年度予算の概算要求の中にもその関連予算が入っています。そして、その大綱にはこうした意義が記されています。一部紹介します。

「日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。貧困は、子供たちの生活や成長に様々な影響を及ぼすが、その責任は子供たちにはない。子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である。」というふうに大綱に記されております。

しかし、今回発表された大綱に対して幾つかの問題点も指摘をされております。まず、期待外れだったのが、重点施策に大学進学時の給付型奨学金が盛り込まれなかったことです。そして、貧困対策の効果を評価するための数値目標が設定されなかったことです。

政府の本気度は低いというふうに批判をする人もありますけれども、私は、子どもの貧困対策法と大綱には大いに期待をしています。これでやっと、子ども政策を貧困という切り口で議論し、検討する土台が、法律ができました。

今や日本は、子どもの相対的貧困率の高い、子ども貧困国となりました。相対的貧困の家庭に育つ子どもは、日本は6人に1人です。OECD加盟35カ国中、子どもの貧困率の高さは9番目です。これ、2009年度ですので、さらに上がっているというふうに思っています。子どもの貧困対策をしっかりと推進していかなければならないというふうに考えております。

そこで、質問をさせていただきます。

子どもの貧困率16.3%というのは日本全体のことですが、三重県の子どもの貧困実態はどうでしょうか。貧困実態がわかる数字をお示しください。

次に、この大綱を踏まえ、子どもの貧困対策に三重県として、今後どのように取組を展開していこうと考えているのか伺いたいと思います。

一つ目は、支援を要する緊急度の高い子どもたちへの施策についてです。

大綱では、児童養護施設に入所している子どもや生活保護世帯の子ども、ひとり親家庭の子どもなど、支援を要する緊急度の高い子どもたちに対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要があるというふうになっております。

その前に、ひとり親家庭がみんな貧困ではありません。経済的に恵まれているひとり親家庭もあります。たくさんあります。生活保護家庭やひとり親家庭、児童養護施設の子どものみんな学習状況に問題があるわけでもありません。優秀な成績の子どももいますし、本当に頑張っている子どもたちもいます。ひとり親家庭や生活保護家庭、児童養護施設の子どものたちが偏見の目で見られることがないように、そのことは十分に踏まえていかなければならないと思います。心ない一言によって子どもたちは傷ついていく、そのことも十分に理解をした上でこの後の質問をさせていただきたいと思います。

これまで三重県では、これらの子どもたちへの学習支援に取り組んできましたが、今後、そのことも含めてどのように取り組んでいくのかをお聞かせいただきたいと思います。

〔西城昭二健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（西城昭二） まず、三重県の子どもの貧困実態をあらわす指標についてお答えいたします。

子どもの貧困に関する指標の一つとして、公立小・中学校を対象に文部科学省が毎年実施している要保護及び準要保護児童・生徒数の調査があります。文部科学省は、平成24年度の要保護及び準要保護児童・生徒数について、本年2月にその結果を公表しています。

本県における要保護児童・生徒数、これは、生活保護法に規定する要保護者の数、すなわち生活保護の対象となっている子どもの数でございますが、1246人で、公立小・中学校の全児童・生徒数に占める割合は0.8%となっております。

また、市町教育委員会が要保護に準ずる程度に困窮していると認める準要保護児童・生徒数は1万5929人で、全児童・生徒の10.5%となっております。要保護及び準要保護児童を合わせました就学援助率は11.3%となってい

ます。

次に、大綱で、緊急度の高い子どもへの支援についてお答えいたします。

今回示されました子どもの貧困対策に対する大綱では、児童養護施設等に入所している子どもやひとり親家庭の子ども、生活保護世帯の子どもなど、支援を要する緊急度の高い子どもに対して優先的に貧困対策の施策を講じるように求めています。

こうした子どもたちに対しまして、本県では大綱が決定される前から学習支援を実施しております。児童養護施設の子どもに対しましては、平成23年度から県内の全ての施設の小学生を対象に学習支援を実施しており、平成25年度は12施設で139名を対象に行いました。

また、ひとり親家庭や生活保護世帯の子どもに対しては、貧困の世代間連鎖を解消することを目的として、平成25年度から学習支援に取り組み始めております。

ひとり親家庭の子どもには、津市をモデル地区として小・中学生への学習支援を実施しており、平成25年度は40名を対象に行いました。また、生活保護世帯の子どもには、四日市市、鈴鹿市、津市の3市をモデル地区として中学生への学習支援を実施しており、平成25年度は45名の生徒に行ったところでございます。

こうした取組によりまして、子どもの学習に取り組む姿勢の変化や集中力のアップ、志望校への合格などの成果が報告されておりまして、大変好評をいただいているところでございます。

今後の学習支援の取組といたしましては、児童養護施設については引き続き全ての施設の小学生を対象に取組を進めるとともに、ひとり親家庭については、市町などの関係機関とともに、実施地域を拡大できるよう取り組んでいきたいと考えています。

また、生活保護世帯の学習支援についても、平成27年4月1日に施行される生活困窮者自立支援法を踏まえまして、実施地域が拡大できるよう検討していきたいと考えています。

以上でございます。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○17番（杉本熊野） 御答弁いただきました。

子どもの実態ですけれども、現時点では要保護、準要保護の子どもの数字がそれをあらわすものだというふうに私も思います。11.3%ということで9人に1人というふうになっておりますけれども、文部科学省の調査で、就学援助の受給資格があるのに申請を行っていない例がかなりあるということが報告されております。

そういう中で、今回の大綱でも、国はその実施状況を定期的に調査し、公表するとともに、市町のきめ細かい広報を促し、就学援助の活用、充実を図るというふうになっております。必要な人に本当にその情報が届いているのかということ、今後はより一層丁寧に見ていく必要があるのではないかと、いうふうに思っています。

市町の実施ですけれども、そういったところを県でも支援していただけたらというふうに考えているところです。

それから、緊急度の高い子どもたちについては、学習支援の取組状況を御答弁いただきました。地域をさらに拡大していくということを方向として持っていてほしいのでぜひお願いしたいと思いますし、また、その実施の仕方については御検討いただきたいところもあります。

例えば、1年の事業なので、開始時期が7月なんです。4月から6月の間が予算の関係で始められないというようなこともあって、そのあたり、子どもの学習が切れるというようなお声も聞いておりますので、そんな内容についても丁寧に見ていただけたらなというふうに思っております。

一つ、要望をさせていただきたいことがあるんです。「クローズアップ現代」では、食の支援や居場所づくりに取り組むNPOが紹介されておりました。私の周りに、ひとり親家庭の子どもの、そして、親の居場所づくりをやっていききたいという人たちがおります。お互いに悩みを打ち明けたり相談し合える場づくりがしたいという、そんなことを言っておられる人がおります。

それから、外国人へのフードバンクに、リーマンショック以降ずっと取り組んでいる人たちがいます。フードバンクというのは、その食品に、品質に問題がないにもかかわらず、包装の傷みなどで市場に流通できない食品を、企業から寄附を受けて、生活困窮者に配給する活動なんですけれども、これ、津市内でずっと活動している方がいるんですけれども、その方が、お米をもらったときの表情は格別やっておっしゃってみえました。とてもうれしそうな表情になるそうです。それを、重いので親に渡そうとするんだけど、幼い子どもが満面の笑みを浮かべて、目を輝かせて、重いお米の袋を一生懸命持とうとする。一瞬よかったなと思うけれども、その笑顔を見るたびつらいですって。これでいいのかという気持ちを抱えながらも、今はやるしかないと思って活動をしているということでした。対象の半数は外国人の母子家庭であります。

大綱の中に、民間団体が行う体験活動に子どもゆめ基金より助成を行うという一文がありました。豊島区の子ども食堂も、民間団体だからこそできる支援だと思っんです。ぜひそんな民間の志を後押ししていただくような取組もお願いをしたいというふうに思っております。

それでは、三つ目の質問に移らせていただきたいと思います。

学校をプラットホームとした総合的な子どもの貧困対策について質問をさせていただきます。

貧困の連鎖を断ち切るために、学校をプラットホームとして位置づけて、総合的な貧困対策を展開するというふうになっています。学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携、地域による学習支援、高等学校等における就労継続支援などが挙げられておりますが、この貧困対策、どのように展開をしていこうとしているのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 学校をプラットホームとした総合的な子どもの貧困対策についてどのように進めていくかということについてお答え申し上げます。

これまでにおきましても、先ほど、学力保障、あるいは福祉関連等の保障、あるいは地域支援等、様々挙げていただきましたが、これまで三重県教育委員会では、学力保障につきましても、小・中学校を中心とした補充学習などに取り組んでおり、さらには、福祉関連につきましても、スクールソーシャルワーカーを配置しまして、スクールカウンセラーとタイアップしたチームとして学校を支援してまいりました。

あるいは、地域支援につきましても、学び場づくりということで、全29市町におきまして、子どもたちの学びを、あるいは学力の素地となる興味、関心に応じた取組をやっていただいております。7月末現在では540回の学び場が活動をしておるところでございます。

さらに、中途退学につきましても、全日制、定時制合わせまして、平成12年度の1302名をピークに減少傾向にあるものの、平成25年度末速報値では依然として、560名、1.4%います。

そんなことから、義務教育段階の学習のつまずきに対応した基礎基本の学力の定着を図ることを目的といたしまして、研究校6校を指定し、実践研究を進めております。そして、その成果を広く全ての高等学校へ普及しているところでございます。

さらに、生徒の目的意識を高めるために、就職支援相談員12名を26校に配置し、キャリアカウンセリングや進路ガイダンス、就職支援等を行っております。

とりわけ、中途退学の実態が定時制、通信制課程に高いということで、経済的な課題を抱える生徒が多いということもありまして、修学・就労支援員2名を配置しまして、学業の継続に向けた相談対応や就労受入事業所の開拓などを進めております。

今回政府から示された貧困対策大綱におきまして様々な施策が述べられておりますので、県教育委員会といたしましては、概算要求の動きを見ながら、県としても対応を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

[17番 杉本熊野議員登壇]

○17番（杉本熊野） 県としても今後、概算要求の動向を見ながら様々な施策を考えていきたいということなんですけれども、学力保障という観点からは貧困の連鎖を断ち切るために極めて重要だと思います。私は、子どもの貧困対策の中核だというふうに思っています。

先日、幼稚園の先生が話してくれたんですけれども、字が書けるとか、目に見えるところに気が行くけれども、それはやらせればある程度できるようになるけれども、一番難しいのはやってみたいという気持ちを育むことです。やる気の格差が問題なのです。生活習慣の定着、生活体験など、家庭での教育が学ぶための土台です。その上にいわゆる学力が積み上がっていくのだと思いますが、そこが弱いところにはなかなか積み上がりにくいのですというお話でありました。

石田成生議員は先日の一般質問の中で、どんな自分になりたいかイメージすることが大事。イメージを広げることが可能性を広げるという旨の発言をされました。私も同感です。

貧困の連鎖は、時には子どもから、イメージする力、言いかえれば夢や希望を持つ力を奪います。希望格差とも言われていますが、希望格差が学習意欲の差となってあらわれ、学力格差につながっていくという分析があります。

学力保障は学校教育の使命ですけれども、厳しい状況の子どもたちの学力保障は、学校教育だけでは限界があります。そのことが、今回この大綱の中で施策として示されたというふうに思っております。

福祉をはじめ、多様な分野、多様な地域資源が連携をして、家庭教育への支援、地域による支援など、多様な観点からのアプローチが必要です。ですので、総合的という言葉がついているのだと思います。

しかし、概算要求の内容を見ると、予算規模を見ると、こういった取組を来年度からすぐに全域で力強く展開していくには少し難しいかなという状況であります。大綱はここ5年の期間となっておりますので、初年度ということで、そういうことなんだろうなと思っているんですけれども、ですので、

私は、こういった総合的な施策を県内の全域に薄くばらまくのではなくて、重点的に配置をして実施していったらどうかというふうに考えております。

今日、先ほど教育長はおっしゃりませんでしたけれども、スクールソーシャルワーカーの配置も子どもの貧困対策として、これは私は増えるんだろうと思いますので、そういったところも活用しながら、そして、地域での学びの場、先ほど幾つか御紹介いただきましたけれども、そういったところもあわせながら、地域として連携して動いていくという体制が必要なので、やっぱり重点的な取組とか配置というのが重要ではないかなというふうに思っています。

総合的な貧困対策は、個々の子どもの生活や学力、その家庭や地域に具体的に反映されていかなければならないというふうに思っております。そういった意味で、重点的な取組をぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、高校生の貧困対策については、定時制の状況を先ほど御答弁いただきました。私も少し資料を用意してまいりました。

(パネルを示す) これは、三重県の全日制高等学校における中途退学者の数です。平成24年度390人、中退率1.02%です。(パネルを示す) 一方、先ほど教育長の御答弁にもありましたように、三重県の定時制高等学校における中途退学者は、平成24年度165人、中退率は8.8%となっています。

大綱の中で、生活保護世帯の高等学校等中退率5.3%を指標として示されておりました。その5.3%より、三重県の定時制高校の中退率は8.8%ということで、高くなっています。

高校の中途退学はその後の人生において貧困化のリスクが高くなりますので、先ほど、現在の取組状況を御答弁いただきましたけれども、さらにそういったところを取り組んでいただく必要があると思います。ハローワークと連携した就労支援についても、先日、その仕組みづくりについて、やっていきたいという御答弁を、これは雇用経済部からいただいておりますので、ぜひそういうことが、教育、雇用、福祉もかんでくると思うんですけれども、連携して、仕組みとしてでき上がっていくことをお願ひしたいと思っております。

ます。

高校生に対する修学支援というのは、今年度、新たに奨学給付金制度というのが始まっています。平成27年度概算要求では、年収が250万円未満の非課税世帯の子どもたちに、年額、公立ですと12万6000円、私立ですと14万7000円の給付がされるんですけども、それでもなお、クラブ活動の遠征試合には参加ができない、修学旅行には参加ができないという高校生たちがいます。

それから、貧困と不登校との関連性も指摘をされてきています。高校生になればアルバイトができますから、そのアルバイトで親の生活を子どもが支えているという実態が報告されています。そんな暮らしの中で、学校から遠ざかってしまう高校生たちがいる。そういう状況が広がってきているという三重県内の先生の声も聞きます。

高校生の不登校や中途退学の背景というのは、まだまだ見え切れていないというのが現状だと思うんですけども、この貧困対策の中でそのあたりの実態もつかんでいく必要があるのではないかというふうに思っております。

最後に、知事に伺いたいと思います。

鈴木知事は就任当初から、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがあってはならない、これ、大綱の言葉なんですけれども、その言葉そのものの発言を何度か、いろんな場で繰り返して発信をしていただいてきました。

知事が、この子ども貧困対策法、今後三重県政の中でどう生かそうとするのか、私は一番聞きたいところであります。これまでの質問や答弁も含めて、知事の御所見を伺いたいと思います。

それから、学力向上の政策議論が今進められておりますけれども、私は、子どもの貧困対策は学力向上政策の重要な柱の一つだというふうに考えております。そのことも含めて、子どもの貧困対策の検討の場の設置と、三重県の計画の策定、これは努力義務となっておりますので、そのことをお願いしたいと思っておりますけれども、知事の御答弁をお願いしたいと思います。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） 子どもの貧困対策に関する取組、特に計画策定と検討の場の設定ということでございます。

本県では少子化対策を県政の重点テーマとしており、現在、中長期的な取組を定めるために、三重県子ども・少子化対策計画（仮称）の策定を進めています。

計画の策定に当たっては、子どもの貧困対策にかかわりの深い、ひとり親家庭等に係る自立促進計画の見直しについても一体的に進めているところであり、現在、計画部会で検討されている骨子案では、重点的な取組の一つとして、子どもの貧困対策が掲げられているところであります。

平成26年1月施行の子どもの貧困対策の推進に関する法律によると、都道府県は、子どもの貧困対策を推進するため、今回定められた大綱を勘案しながら、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとされています。

計画には、貧困の状況にある子どもやその保護者に対して、必要な支援を規定するものとされ、教育の支援、生活の支援、保護者への就労支援、経済的支援などを定めるものとされております。

県では従来から子どもの貧困対策として、学習支援や就業支援などに取り組んでまいりましたが、貧困対策は多岐にわたることから、国の大綱の決定を受け、改めて計画的かつ全庁的に取り組む必要があると考えておるところであります。

そこで、法律上は努力義務ではありますが、課題の重要性に鑑み、県の子どもの貧困対策計画を来年度に策定することを考えております。

また、その際には、国の大綱の策定に当たって当事者や関係者の方々から様々な御提案や御意見があったことを念頭に、学識経験者などから成る会議を設け、御意見や御助言などをいただきながら策定することを考えております。

また、先般、庁内で実施しました秋の政策協議においても集中的に本件を

議論したところであり、来年度以降の政策展開においても重要な課題として位置づけたいとの思いも持っております。

いずれにしましても、繰り返しになりますが、子どもが生まれた環境によって将来の可能性のチャンスがなくなることがあってはならない。また、貧困が世代を超えて連鎖することがあってはならない。全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける三重県の実現を目指して、しっかりと取組を進めてまいります。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○17番（杉本熊野） 知事の思いの詰まった本当に力強い御答弁をいただきましてありがとうございます。来年度、計画的、全庁的に計画を策定していくということ、どうかよろしく願いいたします。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

遷延性意識障がい者の実態調査と今後の取組についてです。

遷延性意識障がい者、耳なれない言葉だと思います。事故や病気による脳の損傷が原因で重い意識障がい者が長引き、この長引くことを遷延といいます、自力では移動や食事などができず、意思疎通がほとんどできない状態が長期間続く症状のことです。

初めは医療機関に入院し、治療が行われますが、急性期を過ぎると退院を促されて、転院を繰り返したり在宅療養となります。

先日、遷延性意識障がい者の家族の方からお話を伺いました。少し紹介させていただきます。

娘は二十のときに交通事故で遷延性意識障がい者になりました。短大を卒業し、就職して2週間目でした。今年29歳になりました。私たち両親が在宅で24時間介護していますが、24時間たんの吸引等をし続ける在宅介護にはやっぱり、レスパイト、介護者の息抜きや休息が必要です。9年もたつとなれてきましたが、親も年をとるので不安ですとのことでした。

2013年9月定例会会議、9月30日だったんですけど、ちょうど1年前ですけど、私は遷延性意識障がい者の実態調査と災害時の対応を求める質問をさ

せていただきました。それに対して、北岡健康福祉部長からはこのように御答弁いただきました。遷延性意識障がい者の実態については、本県を含め全国的にもほとんど把握されていないのが現状です、医療機関など関係機関との調整も図りながら、実施に向けて検討を進めてまいりますという御答弁がありました。

そして、今年の3月に全国に先駆け、三重県が実態調査を実施されました。この間の健康福祉部の御尽力、担当者の御努力に敬意を表したいと思います。

そこで、本日は、実態調査の結果見えてきた課題と今後の取組についてお聞かせをいただきたいと思います。特に在宅療養の若年者の問題については多くの課題があるかと私は思っておりますので、どうかそのことも含め、御答弁をお願いします。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 遷延性意識障がい者の実態調査結果等について御答弁させていただきます。

遷延性意識障がい者については、本年3月にその実態調査を実施いたしました。調査は、病院や介護老人保健施設、障害者支援施設など、372カ所を対象に実施しまして、73.6%、274の施設等から回答がございました。

その結果、県内における遷延性意識障がい者は1180人で、70歳以上の高齢者が約85%と大半を占めており、その多くは病院や介護老人保健施設等に入院、入所されていまして。

また、約4分の3の方が、たんの吸引や、胃などに管を通して栄養を補給する経管栄養等の医療的ケアが必要であることや、在宅者は109人で、そのうち10人が40歳未満の若年者であることなどがわかりました。

調査の結果、遷延性意識障がい者のうち多くの方は医療機関や介護老人保健施設などに入院、入所されており、必要な医療的ケアを受けていることが明らかになりましたが、一方で、介護保険の対象とならない若年者が在宅生活をされていることも明らかになり、これらの方が安心して地域生活を送ることができるよう、在宅介護や生活介護、短期入所などの居宅での障がい福

祉サービスを充実させていく必要があることがわかりました。

しかしながら、関係機関や行政等で構成される障害者自立支援協議会では、居宅サービスを提供する事業所を増やすために必要な、看護師等の医療的ケアの技術を習得した職員や、適切な指示ができる医師が不足していることが指摘されるとともに、受け入れ体制に見合うだけの報酬が設定されていないとの意見も出されています。

また、遷延性意識障がい者の御家族からは、地域において受け入れの拠点となる施設が必要ではないかとの意見もいただいています。

県といたしましては、受け入れ事業所を増やすため、介護職員等を対象とした、たんの吸引等の研修を行うとともに、報酬単価の増額や、短期入所に対する補助制度の創設を国に提言しているところです。

今後は、障害者自立支援協議会等におきまして、医療的ケアを必要とする障がい者が安心して地域生活を送ることができるよう、拠点となる施設の確保なども含め、具体的な支援策について検討してまいります。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○17番（杉本熊野） 調査の結果、居宅での介護サービスの充実に課題があって、その必要性があるというふうに御答弁いただきました。

家族の方からお話を聞いていますと、その必要性というのが切実と伝わってくるものがあります。まずは、デイサービスやショートステイの受け入れ先の拡充が必要だというふうに思います。現在は県内4カ所しかありません。

なぜ少ないのかということは、先ほど健康福祉部長も答弁で言っていましたように、やっぱり常勤看護師とか、複数の看護師がどうしても必要になりますので、そういったところへの支援、報酬加算がないということ、それから、夜間の看護師配置に対する支援が不十分、加算が不十分だという課題があります。

国へ提言しているということですがけれども、そういったところは施設の頑張りというか、それでやっていただいているところは頑張っていていただくという、そういうのが現状だと思います。

それから、平成24年度から、介護職員がそういう医療的ケアをできるような制度が始まりました。三重県では、毎年研修を実施していただいているんですが、この研修ですけれども、不特定の対象者に医療的ケアを行う介護職員の養成には9.5日間の研修と実地研修が必要で、受講費用は1人6万5000円です。その介護職員が研修に参加している間の代替要員も必要です。受講料や代替要員の賃金といったあたりが、これも施設にとっては負担となっているという現状があります。

加えて、そういった施設が医療的ケアを必要とするときに、それに必要な機器の設置というのも、助成がありませんので、これも施設の自己負担というふうになっています。

こういった方を受け入れていきたいという気持ちは多くの施設が持っておられますけれども、なかなか支援が薄い中、難しいという現状があつて、ぎりぎりのところで頑張っていただいているのが4施設ということでもありますけれども、そういったところ、本当に必要なので、先ほど、拠点としてというような御要望もいただいているという話でしたので、ぜひそういった方法も取り入れながら取り組んでいただけたらというふうに思っています。

病院のほうの受け入れ先は現在、医療型ショートステイ指定事業者は6カ所です。ようやく、これも3年前から、遷延性意識障がい者が受け入れていただくようになりました。けれども、療養介護指定事業者は3カ所しかありませんし、これは遷延性意識障がい者は利用することができません。対象者にはなっておりません。

でも、療養介護型だと機能訓練をしていただけるので、やっぱり機能訓練をしていただきたいという要望が、願いが強いです。機能訓練によって回復する力を持っている人も少なくありません。

津市内にお住まいの、これは35歳の男性の方ですけれども、この方は前も紹介しましたがけれども、大学生のときに熱中症で遷延性意識障がい者になったんですけれども、この方は機能訓練のために、毎月2回大阪へ音楽療法に行っています。岐阜のほうではそういったところを専門的にやるところもあ

ると聞いているんですけども、県内でそういった機能訓練が受けられたらという願いも、お聞かせいただいています。

先ほど健康福祉部長のほうからも少し御紹介がありましたけれども、40歳までの若年の遷延性意識障がい者というのは、介護保険の対象ではありません。それから、重度心身障がい児というのは18歳までの認定なので、18歳以降40歳未満の若年者の課題というのがすごくあると思うんです。

その年代の方が交通事故やら熱中症やら溺れたりして、意識障がいとなって寝たきりになった。その方を在宅で見ているという、そこところが本当にしんどい、数は少ないですけどもしんどいんだなということを、私もこの実態調査を見させていただいて、改めて明らかになったというふうに思っているところです。

介護している両親、こうやって言ってみえました。介護している私たち親が病気になることもあります。冠婚葬祭への参加など、欠かせないものもあります。今は何とか夫婦とも元気だからやっていけるけれども、一つ歯車が狂うと綱渡り状態になりますというふうなことであります。

課題は、実態調査によってたくさんつかんでいただきましたので、今後ぜひ、病院とか施設とか、市町、県がそれぞれどんな役割を果たしていけばこういった方のニーズに応えられるかということを、情報共有して課題解決に向けて協議をしていく、そんな場を持っていただきたいと思っています。これは、今後推進していく必要のある在宅医療の課題と同じであります。どうかよろしく願いをしたいと思います。

それでは、最後に、地域医療を担う人材育成の推進について質問をさせていただきます。

三重県では、人口10万人当たりの医師数が全国平均と比べて低位にあり、地域偏在や診療科目偏在もあって、救急医療や僻地医療の確保が困難な状況が続いてきた中、まずは医師確保対策として、平成20年度に医師修学資金貸与制度が拡大いたしました。開始から6年がたちました。

卒業を迎える貸与者を累積していくと、来年度、平成27年度は58名、平成

28年度は91名、平成29年度は148名、平成30年度は218名、平成31年度は273名、平成32年度は337名、平成33年度は393名と、その数は増え続けます。そして、今後は8年間の後期臨床研修プログラムに乗ってこの若い医師たちが県内の医療機関で勤務をしていく。そういう若い医師が増え続ける予定となっております。

平成20年度にこの医師修学資金貸与制度を拡大するという提案を聞いたときに、6年先って遠いなと当時は思ったのですけれども、あっという間に6年が過ぎたようにも感じます。

当時、漢方薬のような政策という言葉がいろいろなところで言われていて、すぐにきかないけど後からじんわりときいてくる政策だというふうに言っていたことを思い出します。今まさに漢方薬のようにきいてきているのがこの医師修学資金貸与制度ではないかというふうに思っております。

このような中、先日、幾つかの出会いがありました。

(パネルを示す) 今年の3月、津市美杉町の山にドングリの木70本を植える活動に、私、参加をしてまいりました。豊かな山、川、海の再生につながるということで、山にドングリの木を植えようというのが美杉のほうで始まっていて、そこへは、地元はもとより、市内、それから県外からも多数の方が参加をしていただいております。

私も参加をしたんですが、このときに、(パネルを示す) 2枚目の写真なんですが、その活動に三重大学医学部医学科、看護学科の学生たちが7名参加をしておりました。ここは4名しか写っていないのですけれども、2人男子学生がいるんですけど、1人は医学科で1人は看護学科の男子学生です。

この7名の学生たち、前日の準備段階から地域に入って、地元スタッフとして当日は活躍をしておりました。私、この学生たちと仲よく植樹をさせていただいたのですけれども、その中で、この中の1人がこんなことを言いました。地域を知る、地域の暮らしを知るために美杉に入っています。医療と社会という講座がきっかけでしたと。今日はみんなでボランティアに来ました。1、2年生のうちに地域にできるだけ入っておきたいと思っていますと

のことでした。

(パネルを示す) 3枚目の写真は、美杉地区敬老会です。今、敬老会があたりこちで開催されていて、私たち議員も参加をさせていただく機会が多いですけれども、2週間ほど前、美杉地区敬老会に参加をいたしました。ほかの津市選出の県会議員と一緒に参加をさせていただいたんですけれども、そこでまたまた、三重大学医学部の学生4名と出会いました。認知症予防の指体操を保健師と一緒に皆さんに教えて、活動をしておられました。一志病院の洪先生が引率しておられました。

(パネルを示す) これ、4枚目の写真です。ちょっと、上のほう、切れていますが、しかし、「白山・美杉 在宅ケア みんなで考える集い」という7月に津市美杉総合文化センターで開催された集いです。会場が地域の人で満席で、そこで、「えらいこっちゃ！留吉さんが倒れやんした！」という寸劇をやっているところの写真なんです。これが上演されたんですけれども、役者さんは白山・美杉顔の見える会のメンバーです。

ちょっと見えにくいけど、かつらをかぶった真ん中の人が留吉さんなんですけれども、よく見てください。御存じの方、多いかと思います。一志病院の四方院長です。すばらしい演技力でした。

集いには、保健、医療、福祉にかかわる多くの職種の人たちも参加し、地域の人とともに、住みなれた地域で暮らし続けるためにはそれぞれがどんな役割を果たしていけばよいかを発信して、みんなで考え合っていました。

病気だけを見るのではなくて、その患者を取り巻く環境、家族のこと、地域性、全部ひっくるめて見て、医療、保健、福祉が協働で支援していく、こうした県立一志病院を中心とした家庭医療学の実践が、より深まって実践されているなどということを感じさせていただいたところです。

こんな地域との出会い、こんな病院の活動との出会いの中で、若い医師や看護師をはじめとする医療従事者が、三重県の地域医療を担う人材として育成されていくのだなというふうに、この間感じさせていただいたところです。

医師修学資金貸与制度という、そういった制度に加えて、地域医療を担っ

ていくというマインド、志を持った医療人材を本当にどう育成していくかというのが、今後の課題ではないかというふうにも感じさせていただいたところ です。

そこで、改めてお尋ねをいたします。

地域医療を担っていくというマインドを持った医療人材育成の推進について、三重県としての今後の取組をお聞かせください。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 地域医療を担う人材の育成についてでございますけれども、大学医学部の入学後の早い段階から、地域を知り、暮らしを知り、そして、地域になじんでもらうことが重要と考えておりまして、県としましても、大学との協働によるものもあわせて、修学資金貸与制度のほか、各種の取組を進めているところでございます。

具体的には、県も関与する形で、三重大学医学部1年生を対象とした、地域医療の魅力、おもしろさ、やりがいを伝える講義、1、2年生全員を対象とした市町での地域保健活動、3年生全員を対象とした県内のへき地医療機関の見学といった、まさに地域を知ってもらうための取組を行っているところでございます。

また、先ほど議員からお話がありましたように、県立一志病院のように、家庭医を中心に地域医療や在宅に取り組んでいただいている、そういった地域の医療機関での実習を通じまして、情熱を持って地域医療に携わっていただいております医療関係者に接する機会を設けております。

さらに、県のへき地医療支援機構におきましては、三重大学、自治医科大学等の医学生を対象としました僻地医療体験実習や研修会により、僻地医療への興味と理解を深めてもらう取組を進めております。

加えて、平成21年4月に紀南病院に設置しました三重県地域医療研修センターにおきましては、若手の研修医などに対しまして研修の機会を提供し、将来的に地域医療を担う医師の育成に取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き、これらの取組を通じまして、地域医療への高い志を持つ

た医師の育成を進めてまいります。

以上でございます。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○17番（杉本熊野） 私はこれまで、地域医療を担う人材を確保するために、修学資金の貸与であるとか、そういったところのプログラムは教育の部分も入ってくるんですけども、そういう制度的なところにごく目が行っていたんですけども、やっぱり、地域医療を担っていく志というか、マインドを持った教育の部分というのがすごく大事だなというふうに、最近、こういった姿を見ながら思うようになりました。

その取組、これまでもずっとやってきていただいたという御答弁をいただいたんですけども、やっぱり修学資金貸与制度などの制度で種をまいて、後期臨床研修プログラムで育てて、本当にそれが実をつけていくかどうかというところは医学教育の負うところが大きいのかなと。初期段階からの医学教育、それから、地域との出会いというところが大事だというふうに感じさせていただきました。

これからも、その取組とか、県としても推進をしていただくことをお願いしたいと思います。

私は今日、子どもの貧困の問題ということで、厳しい子どもたちの問題を取り上げさせていただきました。それから、障がい者、障がいを持つとか、遷延性意識障がいという、障がい者とはちょっと定義が違いますけれども、そういう課題を捉え、取り上げさせていただきました。それから、高齢化率の高い地域での地域医療の問題、関連する課題を取り上げさせていただきました。それから、皆さんがというか、誰もが安心して暮らせる三重づくりというか、そのあたりの視点、これまでも進めてきていただきましたし、これからもよりさらに注力していく必要があるというふうに思います。

格差の問題もありますし、本当に高齢化がどんどん進んでいくという問題もありますし、そういったところへの注力を今後もさらによりよくお願いし

たいと思います。

私もそういった点に注力しながら今後も頑張ってまいりたいと思います。
どうもありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（永田正巳） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（奥野英介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（奥野英介） 県政に対する一般質問を継続いたします。35番 青木謙順議員。

〔35番 青木謙順議員登壇・拍手〕

○35番（青木謙順） 失礼します。ただいま議長のお許しをいただきました、自民みらい、津市選出の青木謙順でございます。本日はちょっと会派でも話題になっておったんですけれども、午前中の一般質問、伊勢から津、午後は津から伊勢、何かどこかの音頭のようにございますけれども、伊勢は津でもち、津は伊勢でもつという流れができたようございますので、議長席も、伊勢の方、おみえでございますので、応援もいただきながらしっかりと、県民の皆さんが希望の持てるように、また、前向きな答弁もいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

早速、質問に入らせていただきます。

最初は、あれから3年と題しまして、平成23年度に検討、制定をされましたみえ歯と口腔の健康づくり条例の成果と課題について伺いたいと思います。

歯と口腔、すなわちお口の中の健康づくりが県民の健康で質の高い生活を営む上で重要であることから、歯と口腔の健康づくりに関する基本理念等に定めたみえ歯と口腔の健康づくり条例が、議員提出議案として平成24年3月に制定されました。この条例の策定に当たりましては、県議会においては、三重県の歯科保健の現状と課題に即した具体的な施策等の検討をするため、各会派から9名の委員を選出し、平成23年9月に三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会を立ち上げて、10回にわたり議論を重ね、条例案をまとめました。

検討会による議論が始まったのは、ちょうど3年前、平成23年9月ですから、丸3年ということになるわけでございますので、条例が制定されてから2年半ということでございますが、この間、県においては様々な取組、行ってこられたとっております。

最近では、名張市、また、明和町において歯科口腔保健条例が制定され、松阪市や伊賀市においても同様の条例制定に向けた検討が行われるなど、市町への波及効果も見られるようでございます。

さて、みえ歯と口腔の健康づくり条例では、基本計画を定めるとともに、その基本計画に掲げた施策については実施状況等を議会へ報告することとなっております。先日でございますけれども、これ、青い冊子です（現物を示す）初年度となる平成25年度の取組をまとめた年次報告書を提出いただきました。三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会の座長もさせてもらっていた責任もございまして、今日、興味深く内容をじっくりと見せていただきましたけれども、目標を達成した指標が6指標、改善傾向にある指標が13指標となっております。（パネルを示す）スライドを見ていただきますと、特に条例検討会でも議論になりました虫歯予防のためのフッ化物洗口については、条例制定後に実施する幼稚園、保育所の数が大きく増加しております。スライド2枚目ですが、（パネルを示す）また、虫歯のある3歳児につきましても大幅に、この場合は減少してきておりまして、ちょうどその時期が当たっているように思います。

このように一定の成果が上がっていることは、大変喜ばしいことであると思います。そこで、まずは、これらの成果につながった具体的な取組内容、そして、残された課題としてはどのようなものがあるのか、お伺いをまずしたいと思います。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 条例の制定に当たりまして、検討会委員の皆様には、県の歯科保健の現状や課題に対応した条例を制定いただきました。県としましては、県民の皆様が生涯を通じて歯と口腔をよい状態に保ち、健康に生活していただけるよう、条例に基づく施策を確実に遂行してまいりたいと考えております。

成果につながった取組でございますけれども、虫歯の予防につきましては、幼稚園、保育所でのフッ化物洗口、学校での歯科保健に関する講話や歯磨き指導を充実したことにより、子どもの虫歯の減少につながりました。

歯周疾患予防につきましては、企業におきまして、質問票により口腔内の状況や生活習慣を簡便に把握し、歯科受診につなげる取組を行いました。

また、大規模災害時に備えた対策としましては、条例制定を契機として市町に働きかけを行ったところ、災害時の歯科治療や避難所での口腔ケアといった内容の災害協定を郡市歯科医師会と締結する市町が増加したところでございます。

一方、課題でございますけれども、虫歯の数でございますが、全国平均と比べまして三重県につきましては、1歳半、3歳児では少なくなっておりますけれども、12歳ではむしろ全国平均を上回っている、そういう状況が続いております。このため、学校の取組を支援していく必要があると考えております。

また、高齢化が進む中、在宅での歯科医療のニーズも高まると考えられ、今後、地域包括ケアシステムが構築される中で、関係者と連携の上、取組を充実させていく必要があると考えております。

なお、以上の対策を推進していくために、昨年9月、健康福祉部内に三重

県口腔保健支援センターを設置したところであり、今後、歯科医師会をはじめとする地域の関係者との連携を一層強化しながら、これらの取組を推進してまいります。

以上です。

〔35番 青木謙順議員登壇〕

○35番（青木謙順） きちんと分析をされているなど、今、御答弁を聞きまして感じさせていただいたんですけど、それで、一定の成果も上がっていると、一方で幾つかの課題も浮き彫りになってきたという捉え方をさせていただきました。せっかくですので、次に各論の部分も何点かお聞きしたいなと思います。

私は全ての県民が、私だけではないと思うんですけども、生涯を通して健康な歯を維持し、全身の健康を保持増進するためには歯科検診を受けることが重要でありますし、そのための環境整備も必要と考えています。私も定期的に歯のクリーニングに行って、例えば、歯のそろっていないところは奥が大事だよとか、その指導も受けているところがございますけれども、成人の80%以上の方が歯周疾患にかかっていると言われておりまして、特に妊産婦については、体調や生活習慣の変化等により虫歯や歯周疾患にかかりやすく、乳幼児については、一般に虫歯が急増する時期になることから、妊産婦や乳幼児に対する歯科検診の充実も必要であると考えますけれども、県や市町などでの取組はどうなっているのか、まずは1点目、お伺いします。

また、歯科検診が困難な、検討会でも議論になりましたが、障がいのある方、それから、介護を必要とする高齢者等の歯科検診に係る取組がどうなっているのでしょうか。これ、2点目です。

特に障がい者については、障がい者の方々安心して歯科治療を受けられるように、県では、県医師会にある障がい者歯科センターに対する歯科診療の委託事業を行ってみえます。さらに、地域でも障がい者に歯科診療を提供できるよう、平成22年度だったかと思っておりますけれども、県と歯科医師会、障がい者支援団体との間で、障がい者歯科のネットワーク、みえ歯ートネット、

「歯一ト」の「歯」は、御存じ「歯科」の「歯」という字を当てているユニークなネーミングのネットワークをスタートさせまして、地域で障がい者の受け入れ可能な歯科医療機関を登録して、関係者に情報提供などを行っております。

現在は120余りの歯科医療機関が、地域で障がい者の受け入れに協力していただいております。協力歯科医療機関については、障がい者関係施設等に情報提供などを行うなど活動していただいておりますけれども、ネットワークの稼働状況を見させていただくと、十分に稼働しているとは言いがたいのかなと、そんなことも思います。障がい者の方々地域で安心して歯科の治療を受けられますよう、障がい者歯科センターを拠点として本ネットワークとの連携強化を図っていくなど、このネットワークの周知方法、それから、運営方法の見直しなど、機能向上に向けた取組が必要であると思うんですけれども、県のお考えを伺いたいと思います。

あと、人材確保ですけれども、県では歯と口腔の健康づくりに関する事業の計画立案、評価及びコーディネートをはじめ、様々な歯科関係の業務にかかわる専門職人材として、歯科医師2名、嘱託の歯科衛生士1名が配置されていると伺っていますけれども、少し体制が弱いのではないかと感じます。今後、高齢化が進む中で、歯科治療だけでなく口腔ケアの重要性も増すことから、よりきめ細かな施策の推進が求められており、さらなる専門職の配置が必要ではないかと思いますが、県のお考えをお伺いしたいと思います。

また、県内には歯科技工士養成学校がありません。県内で歯科技工士として従事する意思のある方を対象に、歯科技工士修学資金制度を平成21年度から運用しておりますけれども、関係機関からは強く継続も望まれている制度であるとお伺っておりますので、県としてどのようなお考えなのか。

以上、5点になろうかと思いますが、あわせて答弁をいただきたいと思っております。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 生涯を通じて歯と口腔の健康を維持するためには、歯科検診を受けやすい環境整備が重要と考えています。特

に歯科受診が困難な方々への歯科検診や歯科保健指導の機会を増やすよう、それぞれ働きかけを行っているところでございます。

具体的には、妊産婦につきましては、母子健康手帳の配付時にあわせてリーフレットを配付し歯科受診を促すとともに、妊産婦への歯科検診や歯科保健指導を行う市町が増加するよう働きかけているところでございます。

乳幼児については、市町担当者会議などを通じて乳幼児健診や歯科保健指導の効果的な取組事例を紹介することなどにより、市町においてきめ細やかな対応がなされるようになってきています。

高齢者につきましては高齢者施設において歯科健診等を行っているところでございますが、さらに、この10月より全国に先駆けまして、全市町の75歳と80歳を対象に歯科健診が実施される見込みとなっております。

障がい者でございますが、障がい者施設や特別支援学校での講話や歯磨き指導を行っております。さらに、障がい者に関連して、特にネットワークの体制充実について御指摘をいただきましたけれども、このみえ歯一トネットが十分に稼働できますよう、県としてもネットワークに協力していただく歯科医療機関の情報について、わかりやすい内容でホームページに掲載したり、資料を配布したりするなどして、関係施設への情報提供を行ってまいります。

また、より重度の方でも地域の歯科医療機関で十分対応できるよう、研修の充実を図りながらネットワーク全体の体制強化に努めてまいります。あわせて、障がい者歯科センターがネットワーク協力歯科医療機関に対して技術的指導を行うことなどにより、拠点としての機能向上を図ってまいります。

最後に、人材確保関係でございますけれども、昨年、三重県口腔保健支援センターを設置し、歯科衛生士を1名配置し、充足を図ったところでございまして、今後は同センターを中核として地域における活動を十分展開できるよう、関係団体の協力を得ながら取り組んでまいります。

また、歯科技工士修学資金貸与制度につきましては、活用状況を踏まえながら、同制度の継続に努めてまいります。

以上でございます。

[35番 青木謙順議員登壇]

○35番（青木謙順） いろいろと頑張っていたでいいる様子を報告いただきまして、よくわかりました。本格的には昨年度からスタートしたばかりの取組でございますので、試行錯誤しながらというのも幾つかあると思います。また、それぞれの課題もあると思いますけれども、しっかりとこの状況分析はずっと引き続きお願いしまして、関係機関等の連携、そして、着実に取組を進めていただきたいと、このように思うところでございます。特にみえ歯一トネットにつきましては、120を超える歯科医療機関が御協力をいただいているわけですから、関係機関等々の連携をさらに強く進めていただいて、協力いただいている皆さんから協力のしがいがあるなどと言っていたけるように、取り組んでいただきますように重ねて要望しておきたいと思ひます。

あと、せつかくの機会なので関連して2点ほど要望したいと思ひますけれども、先ほども乳幼児の虫歯の状況は全国平均よりもよい数値のようですけれども、12歳児の数値は全国平均より悪いような感じのこともありましたけれども、先ほどの年次報告の中に、1歳半と、それから3歳と、それから12歳のデータがあるんですね。この報告書もそうですし、（現物を示す）『三重の歯科保健』というこの厚い冊子もそういうようなことになっているんですけれども、小学校の通学時期の年齢データが掲載されていないんですね。データがないのかなと思ひて少し気になったもので、私もちょっと自分なりに調べてみたんですけども、県のホームページでは見つけることができませんでした。

内容を見てみると、身長とか体重とか、それから、視力、聴力などと一緒に虫歯のデータも掲載されているんですね。小学校時期、できれば1年生、4年生のデータを合わせていただくと、例えば3歳、6歳、それから9歳、12歳と3年刻みのデータにつながると思ひますけれども、よりきめ細かな取組につながるんじゃないかと思ひます。いろんな今回の調査報告を読んで感じさせてもらいました。自分でも調べただけなので、もしかすると、データのとり方が大きく違ふとか、単純比較できないのかもしれないけれど

ども、要望にとどめさせていただきます。調査を所管している教育委員会にも協力を求めているので、もう少し詳細なデータを集めて、より効果的な取組につなげていただきたいと思います、こういうふうをお願いしたいと思います。

2点目なんですけれども、これは取組を進めていただくに当たっての考え方です。三重県では歯科の視点から児童虐待予防に取り組むということで、これも検討会の議論もあったんですけれども、見守りが必要な児童のスクリーニング指標をM I E Sと呼ぶそうでございますけれども、このような指標を開発して、小学校でも活用という取組を進めていると伺っています。児童虐待予防に力を入れてきた三重県らしい取組であると思って個人的には高く評価しているんですけれども、これからもこのM I E Sの取組のように三重県らしさといったものを念頭に置いて取組を進めていただければなど、こういうふうをお願いしておきたいと思います。

それから、いろいろと申し上げましたけれども、最後に、このみえ歯と口腔の健康づくり条例に係る取組を進めていただくに当たって、思いといいましょうか、意気込みを、この際、3年たちましたので知事にお聞きをしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 今後の歯科口腔保健の推進に対する決意ということですが、健康が幸福実感と関連性が深いということはもうこれまでも申し上げているとおりであり、健康の中でも特に歯とか口腔というものが健康全体に与える影響も大きいということでもありますので、引き続き、実際の取組としては昨年度からですので緒についたばかりでありますけれども、御指導いただきながら、前向きに積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、その他の重要な取組としましても、がん対策の一環としての医科と歯科の連携とか、あるいは、地域の歯科口腔保健の推進に向けた口腔ケアステーションの設置とか、あるいは、先ほど医療対策局長も少し答弁をしたり、新しい対応としても在宅での歯科の対応をどうするかとか、そういう新たな課題も出てきていますので、そういう部分についてもしっかり調査分

析をしながら、積極的にしっかりと関係者と連携して取り組んでいきたいと思いをします。

〔35番 青木謙順議員登壇〕

○35番（青木謙順） 冒頭に申し上げましたけれども、この条例制定については特に議会でも検討会を立ち上げて取り組んできたものでございますので、より大きな成果につながるようにしっかりと取り組んでいただきますよう改めてお願い申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

続いては、昨年度も、同じ9月なんですけれど、質問項目に挙げたんですけれども、時期や時間の都合により要望に変えました、特別養護老人ホームへの入所について、その後の取組状況をお聞きしたいと思います。

さて、平成25年の日本の高齢者人口は、総務省の発表によると初めて総人口の4分の1を超えて、本格的な高齢社会を迎えております。今後、2025年問題、いろんな議員が取り上げられておりますけれども、平成37年には団塊の世代が75歳以上となる、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上になると予想されています。

また、国立社会保障・人口問題研究所、2035年には世帯主が65歳以上の高齢者世帯のうちひとり暮らしの世帯の割合が37.7%になると推計が発表されました。さらに、厚生労働省の有病率調査では、認知症高齢者が平成22年時点で全国に約439万人、いわゆる認知症予備軍、MC I の高齢者は約380万人に上ると報告が行われております。

このような中、本県における要支援、要介護認定者の数は、平成24年度末には8万9000人となっております、65歳以上の第1号被保険者の18.4%を占めています。これは、介護保険制度が始まった平成12年の3万9000人と比較しますと2.2倍に急増している状況であります。

一方、高齢社会白書を見ますと、高齢者が高齢者を介護する、いわゆる老老介護も相当数存在するという報告も記載されておりました。

こうした中、本県においては、単身世帯や、在宅介護を高齢者に頼らなければならないことなどから特別養護老人ホームへの入所を待ち望んでみえる

多くの方がみえると認識をしております、特別養護老人ホームへの入所を、申し込みしても入所できずに待機をしている方も多くみえます。

そこで、1点目は、本県における入所待機者の状況、そして、その解消に向けた現在の取組をお聞きしたいと思います。

また、本年6月に、いわゆる医療介護総合確保推進法が公布されまして、介護保険法も改正されました。この中で、特別養護老人ホームについては在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化が図られることとなりまして、新規入所については原則要介護度3以上とされており、もちろん、重度での在宅の方の入所を進めること、待機者の解消を図ることは重要であると思っておりますが、要介護度1や2の方でも、例えば単身世帯、あるいは認知症等による在宅生活が難しいことから入所を希望してみえるのではないかなと思っておりますので、そこで、2点目として、原則要介護度3以上しか入所できなくなるということに関して、県として今後どのように対応していくのか、考え方を伺いたいと思っております。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 特別養護老人ホームの入所に関して2点お尋ねでございます。

まず、待機者の状況でございますが、県内の特別養護老人ホームの入所申込者は平成25年9月現在で1万116人となっておりますが、申込者の中には、介護度が軽度の方や他の高齢者施設に入所されている方も含まれています。

みえ県民力ビジョンでは、これらの入所申込者のうち、介護度が重度で在宅の入所待機者の解消を目指しており、その数は1805人となっております。

県では、これらの待機者が円滑に入所できるよう、介護保険事業支援計画により広域型の特別養護老人ホームの整備を促進するとともに、市町が取り組む地域密着型の特別養護老人ホームの整備に対する支援を行っています。

また、施設の整備とともに、施設サービスを受ける必要性が高い入所申込者を優先的に入所させるという観点から定めました三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針に基づき、施設に対して指針に沿った入所基準の作成や

適正な運用について助言、指導を行っているところです。今後とも、施設整備を促進していくとともに、指針に沿った適切な入所が行われるよう、施設に対し働きかけるなど、入所待機者の解消を目指して取り組んでいきたいと考えています。

続きまして、介護保険法の改正による入所者の重点化への対応についてでございますが、御紹介いただきましたように、本年6月の介護保険法の改正により、来年4月から新たに特別養護老人ホームへ入所する方については原則として要介護3以上に限定されることになりました。しかし、一方では、要介護1または2の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難な場合には、市町の意見を聞くなど、その適切な関与のもとに特例的に入所が認められることとなっています。

現在、国においては特例入所の要件に係る指針の作成が進められており、例えば、認知症や知的障がいなどにより日常生活に支障があり、在宅生活が困難である場合などが検討されているところです。

県としましては、今回の法改正を踏まえた特例入所に係る国の指針に沿い県の指針の見直しを行うなど、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

[35番 青木謙順議員登壇]

○35番（青木謙順） 今、御説明があったわけでございます。また、この法律につきましては、地元から出てもらっていた前厚生労働大臣、頑張っていたいて、本当にいろんな角度から検討いただいたものですから安心はしているわけでございますけれども、県の対応についてどうなのかというのを今日はお聞きしたところでございます。

昨年度の質問の際にも申し上げたんですけども、介護保険の制度というのは社会保障制度の中で、まだまだ新しいというんですかね、未成熟な面を持っている制度ではないかなと考えています。今後もたびたび大きな制度改革が行われる可能性もありますし、それぞれの地域においてはある程度柔軟な対応も求められる制度ではないかなと考えておりますので、今後ますます

高齢化は進みますし、様々な課題も出てこようかと思えます。対応いただく職員もある面では大変だと思えますけれども、高齢者の方々が安心して生活できるように、三重県に住んでいてよかったなと思っていただけるように、知事の言葉をおかりすれば、高齢者の皆さんにとっても希望のかなう三重県ですか、そういうことを目指して、これからもしっかりと、そして、何よりも丁寧に取り組んでいただきますことを要望いたしまして、ちょっと後半に時間をとりますので、この辺で次の質問に移らせていただきます。

続いて、防災対策、とりわけ風水害対策に関連して何点かお伺いしたいと思います。

鈴木知事が就任されて以降、県では一貫して防災対策に力を入れてきてみえまして、紀伊半島大水害の際にも知事が先頭を切って、精力的に対応されたことは記憶に新しく、地震対策だけでなく風水害対策にも取り組んでこられたと理解はしております。

また、みえ県民力ビジョンの中でも、緊急に対処すべき重要な課題を解決することを目的として、緊急課題解決プロジェクトを設置し、その1番目の項目として命を守る緊急減災プロジェクトを掲げて、防災・減災対策に積極的に取り組まれてきました。

さらに、そのプロジェクトに基づいて昨年度は新地震・津波対策行動計画を策定され、今年度は新風水害対策行動計画（仮称）を策定する予定と伺っております。

今年度は、日本各地で風水害の大きな被害が出ています。本県でも8月10日には、四国に上陸した台風11号の影響から、台風からは遠く離れた津市や鈴鹿市で驚くような雨を降らせまして、初めての特別警報が発令される状況となりました。

そこで、本県の風水害対策について、知事が就任されて以降、どのような点に力を入れてこられたのでしょうか。細部の内容については年度内に策定される予定の三重県新風水害対策行動計画（仮称）にまとめられると思いますが、今後、風水害に対する防災力を高めていくためには、どのような点に

力点を置いた対策が必要だと考えてみえるのか、全体的な考え方、そして、主なポイントと考えている点について知事のお考えをお伺いしたいと思いません。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 風水害対策に関する主な考え方、そしてポイントということでございます。

まず、この週末は、伊勢湾台風55周年のセミナー、三重県でも1211名の方が亡くなられました、また、あわせまして、平成16年の7名の犠牲者を出しました台風21号、これの大台町における慰霊式典、この両方に私も参加をさせていただきました。改めて心から哀悼の意を表したいと思えますし、いずれの式典等におきましても、二度と悲劇を繰り返さないという関係者の強い気持ちのあらわれるものとなったことを御報告申し上げます。

また、3年前には紀伊半島大水害が発生し、その後、毎年のように県内では風水害により尊い人命が奪われています。平成23年を境に自然が大きく変わったのではないかと、風水害が急速に激化の様相を見せ始め、その対応がなかなか追いついていかない、そんな実感もあります。

そして、本年、平成26年8月豪雨と命名された猛烈な雨により、広島市では大規模土砂災害が発生し、74名の死者を出す大惨事となりました。また、幸い人命にかかわる被害には至りませんでした。8月9日には三重県に大雨特別警報が発表されました。この二、三年の間にますます対応の厳しさを増した風水害、それへの万全の備え、その必要性を、私も今、改めて痛感しているところであります。

さて、こうした風水害の特徴としましては、風水害には、その規模や進路、到達時間などを事前に、ある程度予測することができるものがあるということが挙げられます。その代表例が台風であり、例えば、気象庁からは5日先の進路予報が発表されています。つまり、発災までにリードタイムがあるということが大きな特徴であり、この時間を有効に活用することが被害を最小化するための鍵となるのです。

一方、近年、局地的な豪雨や竜巻など、発生から発災までに時間的余裕がない風水害も全国各地で多発しています。このような風水害に対しては行政における事前の体制整備が容易ではなく、住民の皆さんのとっさに身を守るための自助の行動が重要になってきます。

このように、風水害は時間的余裕のあるなしにより、その対策も異なってしまうります。

県では本年度、今後の風水害対策の道筋を示すものとして、三重県新風水害対策行動計画（仮称）を策定することとしています。策定に当たっては、こうした風水害の特徴を押さえた上で、紀伊半島大水害の教訓、平成26年8月豪雨の検証などを踏まえながら、発災までに時間的余裕があった災害事例から見えてきた課題と、発災までに時間的余裕がなかった災害事例から見えてきた課題とに分けて課題を整理し、これをもとに取り組むべき対策を整理することとしています。そして、それら対策の中でも特に重点的に取り組むべきものを特出しで整理していきたいと考えております。

具体的には、先ほど風水害によってはその大きな特徴の一つとしてリードタイムがあるものがあると言いましたが、これをフルに生かした対策として、タイムラインの導入など、台風接近時の直前の時間帯を有効に活用するための対策を進めたいと考えております。

一方、時間的余裕がない風水害、つまり切迫した状況に対応するためには自助、共助の取組がより重要となることから、県民に地域で起こり得る風水害リスクを認識していただき、行動に結びつけていくための対策や、地域の組織力を重視した新たな人づくりの対策について検討していきたいと考えております。

そして、もちろん、時間的余裕のあるなしにかかわらず、土砂災害や洪水被害に対しても、ハード、ソフト、両面の対策に取り組んでまいります。

これから本格的な秋の台風シーズンも迎えますが、今や風水害対策に休みはないと言っても過言ではありません。本年度内の公表を目指し、三重県新風水害対策行動計画（仮称）の策定作業を精力的に進めてまいりたいと思ひ

ます。

[35番 青木謙順議員登壇]

○35番（青木謙順） 今、答弁時間を結構長くとっていただきまして、本当に力強い答弁をいただいたと思って、少し安心をしたのでございますけれども、個々の問題、各論に今からちょっと入らせていただきたいと思います。

（パネルを示す）先週の前野議員がリアルタイムで写真をたくさん紹介いただきましたので、枚数は思いきり絞ってでございますし、同じ会派の小野議員の常任委員会でも各所回らせていただきましたので、これは県道片田井戸久居線、この道路、こういう状況って、これは青空が出ていますので、もう行った直後、まだこういう状態だったということでございます。

それから、（パネルを示す）河川のほうはこのように、安濃川は、これも青空が出ていますので直後であろうと思いますけれども、こういったところは大分えぐれているという状況が、爪痕が見られると思います。

こういったことがありましたが、この津市、私の地元のほうでも河川の増水に伴い、多くの地域で避難勧告が出されました。四日市市や鈴鹿市では市全体に避難指示が出され、驚いた方もみえたのではないかと思います。

さて、私、今日ちょっと質問させてもらいたいのは、避難勧告等を出される基準の一つは河川の水位上昇によるものだと理解しておるんですけども、エリアメールとかいろんなことが入ってきたわけでございますけれども、より安全性を高めるためには、河床の掘削、これも前野議員のほうから話もありまして、効果も出ていたということでございます。堤防の整備、これも大規模なハード事業が必要となりますけれども、財政状況が非常に厳しい折にそのような大規模整備が事業化される、これ、非常に大事なことで、いずれはしてもらわんならんこともたくさんありますが、相当時間もかかりますし、事業化されても完成までには何年もかかるケースが増えているような感じがしております。

そこで、私なりの提案なんですけれども、先日の台風11号のようなゲリラ的な豪雨、あるいは洪水の危険を伴う際には、まず、地域住民の命を守るた

めに警戒避難に資する情報を充実させることが重要ではないかと考えています。特に河川の氾濫に備えるためには、河川の水位の状況をリアルタイムで把握するための水位計等を設置してその情報を発信していくことが有効ではないかと思いますが、いかがでしょうか。そのような情報が充実することによって、例えば市町が避難勧告とか、また、避難指示等を発令する際によりきめ細かな対応ができるようになるほか、県民の安心感も増してくるのではないかなと思います、県の考え方を伺いたいと思います。

〔土井英尚 県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 水位計の設置について御答弁させていただきます。

河川の水位計につきましては、河川の管理、整備計画をつくるとか、そういうときの管理とか、氾濫危険水位等の設定及び市町の水防活動への支援を目的として設置しております。水位計による水位情報は、議員御指摘のようにホームページにより情報提供や携帯電話等へのメールサービス等により、地域の方々の避難活動にも役立てられているところでございます。

三重県では現在、87河川の120カ所に水位計を設置しており、今年度は平成23年度の紀伊半島大水害により甚大な被害が発生しました2河川に設置することとしておりますが、現時点では、それ以外に新たな水位計を設置する予定はございません。

しかしながら、近年、集中豪雨により相当な被害が発生していることから、浸水被害の発生状況や市町の水防活動等への活用状況、このようなことなどを考慮して、個々の箇所ごとに水位計の設置の必要性について検討してまいりたいと考えております。あわせて、安価で比較的設置が容易なものであります、川の水位を測定するために、例えば橋脚とか護岸などに設置する、水位の目盛りをつけたような、量水標と呼んでおりますが、そのようなものの設置についても検討してまいりたいと考えております。

〔35番 青木謙順議員登壇〕

○**35番（青木謙順）** 今、水位計については非常に難しいというか、検討はす

るけれども、恐らく高価なものなのでしょう。テレメーターとかいろんな部分的なものがあるのかなと思うんですけども、今、初めて名前を聞いた量水標ですか、1回ぐらい見たことがあるかな、言うたら物差しの親分みたいなのを河川につけてというようなことなんでしょうね。そういったことを今聞かせていただきました。それは、河床掘削だとか、また、堤防の整備と比べればそれなりの、安いというものの、やっぱり相当それも予算が必要になりますので、なかなか前向きな答弁は難しいかなと思ったんですけど、それは幾つも可能ということなんですよね。ふんと言うてみえましたのでもう立ってもらわんで結構ですけども、相当踏み込んだ前向きな答弁と捉えたらいいのかなと思うんですけども。

実際のところ、台風11号の後、津市では河川単位の地区別に、比較的細やかな丁寧な避難勧告とか避難指示は出ていました。特に被害の大きかった地域、私もすぐには出られなかったので白山地域中心にずっと回っていたんですけども、雲出川の支流ですね。本流にはそれなりの水位計があつて、白山地区にはないんですけど、要するに一志地区にあつたりとか、本流にはまあまあ、これはあるんですけど、支流がたくさんあるんですよ。その支流には全くそういったものがないというのに実態として気づきました。地元でいうと大村川とか垣内川とか、そういったあたりに災害もちょっと出ておるわけでありまして。今でも本当にこの状態で、明日ああいう状態にまたなったらどうするんやというようなことも声として上がってきているわけがございます。そうすると、回らせてもらった中で、極端な話、今日ちょっと量水標は初めて聞いたんですけども、各河川のポイントポイントに、例えば青色、黄色、赤色と色分けをして、黄色は、例えば警戒水位と、それから、赤色は危険水位というような避難の目安になるような棒だけ立ててもらうだけでも大分大きいんやと。県管理やで県が考えるべきと違うかという意見ももらっていたんですけどね。そういうことを考えますと随分、今の御答弁を聞かせていただくと、住民意識に近いものなのかなということを感じさせてもらいました。

これは津市内だけでなく三重県全体に、下流河川の、本流だけでなく当然支流もたくさんあると思いますけれども、非常に当てはまる話だと思うので、しっかりと今回のことを検討していただいて、大規模な整備に係る事業は別途計画的に進めていただくとと思いますので、先ほど答弁にありました量水標ですか、「量」を書いて、「水」を書いて、「ひょう」は。

○**県土整備部長（土井英尚）** 「ひょう」は「標本」の「標」、「目標」の「標」です。

〔35番 青木謙順議員登壇〕

○**35番（青木謙順）** わかりました。字がわかりました。量水標ですね。「標本」の「標」ですね。そういったものにつままして、水位計の設置されていない支流等で、近年、災害の発生している地域を中心に設置をしっかりと進めていただけたらありがたいと思います。

今、聞かせていただいて、量水標があれば、例えば地元の消防団員も各地にみえますし、また、消防署員の方が早く通報することも一刻も早くできますし、例えば、ポンプ車あたりはライトもついて、ちょっと夜、厳しいところもあるかもわかりませんが、それを照らしたらその状況がわかるということもあると思いますので、一刻も早い避難行動につながってくると思いますので、より早い設置をお願いしたいと思います。

でも、今、最初は水位計の話をしましたので、少し高価ではあるかと思いますが、将来的には水位計とか、カメラとか、そういった設置も、効果的な場所によっては、たとえ1台でも2台でも知事として検討いただいて、追加の設置を御検討いただければありがたいと思いますので、あわせて要望させていただきたいと思います。

ちょっと時間がないので次に移らせていただきます。

続いて、河川と並び風水害の中で深刻なものである、いわゆる山地災害について伺いたいと思います。

さて、間伐などの手入れ不足により、山の中まで光が届かず下草も生えない荒廃森林が増え、山の保水力は失われ、ちょっと雨が降るとすぐに河川が

増水したり、土砂崩れや地すべり、鉄砲水や土石流などが発生しやすくなっている、このような言葉を聞くようになってからどのぐらいたつんでしょいかね。10年、いや、もう20年以上たっていると思います。実際に、近年では大規模な土砂崩れや土石流が発生したというニュースを毎年のように目にしますし、今年も8月20日に広島市において大規模な土石流が同時多発的に発生し、70名を超える方が尊い命を落とされるという痛ましい土砂災害が発生いたしました。

スライドを2枚見ていただきます。（パネルを示す）平成16年宮川村豪雨災害の状況、この1枚と、それから、2枚目ですけれども、（パネルを示す）山腹崩壊による被害状況。本県においてもちょうど10年前の、何と今日なんですよ、平成16年9月29日、台風21号の影響による集中豪雨によって、旧宮川村を中心に、河川の氾濫、山腹崩壊や土石流などの大規模土砂災害が発生し、甚大な被害を受けたことは記憶に新しい災害であると思います。

私も実は前日の9月28日に、1期目でしたけれども一般質問でしたので鮮明に覚えているんですね。私が1番目で、4番目に、もう既に御勇退された宮川在住の大野議員が4人目で質問をされて、本当に終わってすぐに地元が大変やって飛んで帰られたということ昨日のことに思い出すわけがありますけれども、そのときの教訓からです。先ほども報告もあったわけでございますけれども、本県では森林を整備し健康な山を育てることは、防災対策として力を入れて取り組まなければならない喫緊の課題であるとの認識を、多くの県民が災害をもって共有したと思っています。

今年度から始まりましたみえ森と緑の県民税につながる議論も、本格的にスタートしたのも、このときの大規模な災害がきっかけであると認識をしております。

このような経緯を踏まえ、防災上の観点から山の保全に対して、一定の公費投入を行っていくことは必要であるということは多くの方々に理解されていると思うわけなんですけれども、それだけで全ての森林や山が守れるわけではございませんので、山の木を切り、そして収入を得て、さらに木を植

えて健全な森に育て、また木を切る。そうした当たり前の林業としてのサイクルが回って経営が成り立っていることこそ、本当に森や山が守られ、災害に強い森林、さらには、災害に強い地域ができると私は考えております。

森林の振興については、国の新たな成長戦略、日本再興戦略を踏まえて、安倍首相を本部長とする農林水産業・地域の活力創造本部が決定した農林水産業・地域の活力創造プランの中には、「人工林が本格的な利用期を迎える中で、豊富な森林資源を循環利用することが重要である。新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築により、林業の成長産業化を実現し、人口減少が進展する山村地域に産業と雇用を生み出す。」ということが位置づけられております。

県においても、鈴木知事が就任されて以降、もうかる農林水産業をキーワードに掲げて様々な取組を進めていただいております、その一つとして、平成24年7月からスタートした再生可能エネルギー固定価格買取制度、いわゆるFIT、私の車もフィットなんですけれども、関係ありませんが、FIT制度を追い風にした木質バイオマス発電があります。この11月には県内初の木質バイオマス発電が松阪市内で稼働することとなっており、県内の林業関係者には木材の大きな需要先として期待が高まっているところでございます。

一方、関係者の方からは、この木質バイオマス発電に使用するための燃料として利用される間伐材はトン当たり7500円の買い取り価格となっているが、それだけでは採算が合わないため森林から木材が出せないという話も伺っています。A材、B材などと呼ばれるそうでございますけれども、住宅用に使われるよい部分、お金になる木材を切る場合でないかと木質チップ用に木材を切ることはほとんどないということでした。

木質バイオマス発電は木材生産量を増大させる大きな契機であることは間違いのないと思いますが、その燃料用の需要に応えられるようにするには住宅用なども含めた全体の木材生産量を増大させる必要があり、三重の木などの県産材の需要拡大をより一層進めなければならないと思います。

そこで、県産材の需要拡大に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、

県の考え方を伺います。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 森林対策に必要な、まず、県産材の需要拡大に向けてどのように取り組むのかという御質問だったと思います。

県内の森林は、戦後の拡大造林によって植えられました人工林の大半が現在伐採期を迎えておりますけれども、近年の木材価格の低迷等によりまして森林所有者の多くが経営意欲を失い、林業生産活動の停滞を招いているところ です。

この結果、本県の杉、ヒノキの素材生産量は、ピークであった昭和40年代後半と比較しますと4割程度にまで落ち込んでおります。

こうした中、県産材の需要拡大を図るため、市場が求める規格であるとか品質の確かな製材品、三重の木等の利用を促進しております。また、市町と連携をしながら、公共建築物の木造・木質化、これも進めてきております。

また、県産材の用途開発に向け、三重テラスの床材に採用をしたものがありまして、これは、傷がつきにくい、また、汚れもつきにくいということでGR内装材というふうに呼んでおりますけれども、これを生産する事業者30社が参加しまして、本年9月にGR内装材協会というのを設立したところで す。今後、これらの事業者等と連携もしながら新たな販路の開拓にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

一方でまた、木質バイオマスの発電による木質チップの需要というのも迎えておりますので、この需要をチャンスと捉えまして、建築用に使われる、おっしゃっていただいたA材、B材の需要拡大を図っていくということが重要ですので、これまで行ってきました消費者等に県産材の利用を働きかける取組に加えまして、現在50%程度にとどまっております製材工場における県産材自給率、非常に低いということですので、これをいかに向上させていくかというのが課題だというふう に認識しております。

今年度、県が製材工場等に意識調査をしました。その意識調査によりまして、製材工場のほうでは県産材を余り使わない理由としまして挙げておりま

す代表的なことが、県産の原木は供給量が不安定であると、また、買いたいときに必要な量が確保できない場合があるなど、使いにくいというような声が聞こえてきております。

このために、製材工場における県産材自給率の向上に向けまして、製材工場の需要に合わせて山で木を伐採して製材工場に直送していく、こういう一体的な流通の仕組みづくりというのを検討していきたいなというふうに思っております。

さらに、こうした取組とあわせまして木材生産の低コスト化も必要だなということで考えておりますし、これまで取り組んできております三重の木等の利用促進であるとか木質バイオマスの利用拡大など、川上から川下までの取組を総合的に進めていくことによって、本県林業の活性化を図っていききたいというふうに考えております。

〔35番 青木謙順議員登壇〕

○35番（青木謙順） 今後、さらにいろんな分野に力を入れて取り組んでいくというように受けとめさせていただきます。

重ねてお願いしたいこともいろいろあって、質疑もちょっと長くなってきたので、3点ほどにまとめて、要望になるのか、感想もいただけるとありがたいと思うんですけども、まず、林業の後継者、それから新規従事者の確保、育成ですね。

県産材の需要が拡大して三重の木がどんどん売れていくという状況になったとしても、林業従事者がいなければ山に木は植えられない、間伐、下草刈り、そして木を切るという林業のサイクルは成り立たなくなるわけです。そのようなことになれば、せっかくのチャンスを逃すことになりまして、災害に強い森林づくりに大きな支障を来します。

それから、幸い、今年公開され大ヒットしました「WOOD JOB!」の効果も、「WOOD JOB!」って、今日見せていただいたんですけど、ブルーレイとかDVDで発売されるんですね、（チラシを示す）11月19日から発売と書いてありました。そんなのもまた見てください。そういう

「WOOD JOB！」効果もありまして、三重県の林業は注目されています。舞台となった山を、森を守っていくために、新規林業従事者の確保、育成にしっかりとまずは取り組んでいただきたい、このように要望したいと思います。

それから、二つ目は、議員で質問されたことのない方がないぐらい、獣害対策です。

私も3日に1回は猿か鹿にお会いしております。どんな道路を通っておるかは別にしまして、本当に正直な話で、当然、一般の方の声ももちろん、本当に過激な話もいっぱいあるんですけども、実態はそうでございます。

他の議員から質問された内容も十分認識もしていただいていると思いますが、とにかく年々獣害はひどくなっている。相当取組はしてもらっているんですけども、それ以上に増えているということだと思ってしまうんですけども、その地域の方々の実感と、県がこれだけやっていますよといって、いろんなイベントをしているのと大分差があるような感じを、回らせてもらって感じております。

県も市町も様々な対策に取り組んでいるということは理解しています、当然。非常に苦勞も聞いています。取組の方法の検討も含めて、より一層取り組んでいただきたい。これはもういろいろな方法があると思うんです。研究はどんどん進んでいると思いますし、業者の方もいろいろプレゼンされたりとかもしているんですけども、いろんな形をとっていかないと、このまま放っておいたらどうなるんだろうと、私は特に山間部に在住しておりますので、実感としてお伝えさせていただきたいと思います。

最後の要望としましては補助事業費の確保です。

これは非常に難しい問題でもあろうと思うんですけども、特に林業関係者や市町からの切実な声としてしょっちゅう聞きます。造林、間伐事業については、国、それから市町、林業者では予算がちゃんと確保されているじゃないかと、なのに、それに対応する県が負担すべき予算分が確保できないために全体の事業費が大きく削減されているという話も聞くわけです。

県の財政状況が非常に厳しいということは十分理解した上でお話しするんですけれども、あえて申し上げたいんですが、やはり国も市町も林業者も予算が確保できている事業には県費も優先して配分してもよいのではないのでしょうか。国費と県費の負担割合によるとは思いますけれども、国費のほうが負担割合が大きい事業、特に国費の負担割合が県費の2倍も3倍もあるような補助金事業については有効に活用していかないと何かもったいないような気がするんですね。

造林、間伐事業は災害に強い森林をつくるためにも必要な事業であり、もうかる林業を実現するためにも必ずどこかのタイミングでは実施しなければならなくなるわけです。そういう事業なんですね。国の補助金が確保できているうちに実施していけば、結果的には県の負担総額も少なくなるわけですし、林業育成や防災面での効果も早く発揮されて、その恩恵を子や孫の時代までずっと長く享受できると思います。

さきにも申し上げたとおり、県の財政状況が厳しいのは重々承知した上で、いずれ必ず必要となる経費につきましてはトータルコストということも考えていただいて、県民からの要望に沿うために使える国の補助事業については有効に活用できるように、予算確保、財源確保に取り組んでいただくよう要望しておきたいと思います。

いろいろと申し上げましたが、私は知事の言われるもうかる農林水産業が根本だと、今、後ろから応援もありますので、ここでやめるとえらいことになりますので、そこで、一番難しい、逆にそこがうまくいけば他のことも順調に進むと思っているわけですが、時間もない中で少し気は引けますけれども、最後に、もうかる農林水産業、あるいは中山間地域が元気になるようなことがあれば、個々は余り時間がないと思いますので、今、お考えの取組の途中でも結構です、今後の林業対策について、知事のお考えをお伺いします。

○知事（鈴木英敬） 今、るる青木議員からおっしゃっていただきましたけれども、我々も、災害に強い森林づくり、あるいは、持続可能に森をしていくための、植えて、育てて、とって、また植えてというようなこととか、様々、

あとは木質バイオマスとか「WOOD JOB！」でのチャンスが来ているというようなことも含めまして、今、林業の部分についてしっかりと取り組まなければならないという強い意識を持ってしまして、先般の秋の政策協議においても林業の活性化について重点的に議論をさせていただきました。来年度以降の政策展開においての重点的なテーマとして取り上げてやっていきたいと考えておりますので、個々どういう事業がどこに、それに入るかというのはこれから精査したいと思いますが、重要テーマとしてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

〔35番 青木謙順議員登壇〕

○35番（青木謙順） ゼロになってしまいました。

最後に知事にお伺いをしました。しっかりと審議させていただいて、これからは私も微力ながら頑張らせていただくことをお誓い申し上げまして、質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（奥野英介） 44番 中村進一議員。

〔44番 中村進一議員登壇・拍手〕

○44番（中村進一） 新政みえ、伊勢市選出の中村進一であります。一般質問の最後の質問をさせていただきたいというふうに思います。

私は今回の質問をするに当たりまして、伊勢市内各地で平和の学習会、そして、また、県政課題の学習会を随分してまいりました。そこから、県民の皆さんの声をしっかりと受けとめさせていただいたところでございます。

特に高齢者の方から、やはり今の時代、戦前に向かって進んでいるのではないかという心配の声が随分多くございました。また、山間地へ行きますと獣害の話だとか、あるいは、小規模の農業をやっている皆さんが、このままでええんやろうか、もうえらい状態になっている、そんな声も聞かせていただきました。

今日は、そういった現地へ入っていろいろ出てきた声を受けて、県としてどうしていくのか、そういった質問をさせてもらいたいと思っております。

まずは、平和政策、平和教育についてでございます。

ごきげんよう、さようならで終わります朝の連続ドラマ「花子とアン」が先週の土曜日で最終回となりました。私も時々しか見られませんでしたけれども、最終回を見て平和の尊さとすばらしさをたっぷりと味わったところでございます。

中身をちょっと紹介しますと、お国のためということで娘さんがかわいがっていた犬をとられてしまうシーン、あるいは、軍用犬というよりか、戦時下で犬を飼うなどぜいたくだと、そんな世の中の風潮であったというふうに思います。また、英訳を仕事にしておりました花子さんが戦時中に、一番大事な英語の本をとられてしまう。敵国の言葉ということだというふうに思います。非国民ということだったと思うんです。ちょっと気になりましたのは、軍がやってくるのではなくして、地域の町内会の人たちが集まってそういうことを仕掛けていくというシーン、そして、また、空襲のシーンもございました。こういう状況。戦争でどんどん若い人も亡くなっていく、そういうシーンもございました。

花子さんはラジオ番組にずっと出ていたんですけども、そのラジオ番組でどうしても規制をされてしまう。戦争を賛美してしまうような表現を、それを聞いて戦地へ行って亡くなった、そのことを後で知って愕然とする。また、その愕然としている彼女を一生懸命慰める学校の先生がいるんですけども、私だって子どもたちを、戦地に行つて立派な軍人になりなさいということをお教へしてきたんですよ、これからの日本はもっと頑張らなくちゃと、そんな話がありました。

私は本当に、こんな時代をつくってしまったてはいけない、そのように思います。第二次世界大戦が終わってから来年で70周年です。こうしたつらい体験が、もう二度と戦争してはならない、そういう体験を持っている人たちが随分少なくなってまいりました。こういった体験に基づいて平和憲法もできたわけでありましてけれども、そういったことを意識する人が非常に少なくなった。長崎、広島では、そういう体験を伝えていく、そういう語り部も少なくなってきている、そういう状況でございます。

戦争の風化と私は申し上げます。この戦争の風化が間違いなく進んでいると思っております。特に、先般、集团的自衛権の行使容認を閣議決定する、戦争を禁じている憲法9条を骨抜きにしていくのではないかと、こういった現政権の動き、これこそその顕著な姿ではないかなというふうに思っております。

でも、さきの大戦で被害に遭った当事者の皆さんは忘れていません。長崎市の平和祈念式典では、被爆者代表の城臺美彌子さんの平和の誓いにこんな言葉がありました。城臺さんは6歳で被爆した自分の体験を交えて、原爆はたった一発の爆弾で人間が人間でなくなってしまう、被爆者は、サバイバー、いわゆる生き残った者として、残された時間を命がけで語り継ごうとしている、小学校1年生も、保育園生さえも、私たちの言葉をじっと聞いてくれます、この子どもたちを戦場へ送ったり、戦禍に巻き込ませてはならないと言う思い、いっぱい話しています。私は、彼女の言葉を聞いて本当に感動いたしました。

また、戦争遺族の皆さんも、自分の親兄弟、子どもを失って、戦後70年近く大変な苦勞をして生き抜いてきました。二度と再び自分たちのような戦争遺族をつくってはならない、そんな言葉をよく遺族会の方から聞くことができます。

私も、戦争の風化が確実に進んでいると思えてなりません。国が戦争できる方向を出したときに、地域はどうするのか、政治がどういう行動をとるのか、私はしっかりとこれを学んでいきたいというふうに思っております。

先般、先輩から学ぼうということで、世界平和を訴え続けた、地元の伊勢から選出されました、憲政の神様と呼ばれました、三重県の生んだ大政治家で尾崎行雄さん、雅号を尾崎罌堂というんですが、紙芝居をつくってみました。政治に携わる者の1人として、また、三重県民の大先輩として、平和政策の考え方として、その一部を少し、後半の平和の部分をお紹介したいというふうに思います。議員の皆さんには白黒ですが、カラーです。

(パネルを示す) 尾崎行雄さん、神奈川県に生まれましたが、お父

さんの転勤で伊勢に引っ越してきました、伊勢の宮崎文庫の英学校で勉強されました。それから、慶應義塾へ行くわけでありすけれども、第1回目の国会ができたときの選挙に当選をされました。31歳。それから63年間の政治生活に入ります。

(パネルを示す) 第一次世界大戦後の被害を視察します。これを見て、戦争というのは勝っても負けても愚かで悲惨なものである、国会で平和の尊さを思い切り訴えます。しかし、国会ではなかなか賛同を得られないということで地方へ入ります。(パネルを示す) 地方で全国遊説に入るんですね。軍備縮小を訴えます。(パネルを示す) それでも日本は、普通選挙、また、不戦の運動を一緒に行った盟友の犬飼毅首相が青年将校に暗殺されて、軍国化へ一気に進んでいきます。(パネルを示す) 尾崎は戦争に進む政府に対して、罰せられる死の覚悟で、辞世の句を懐に入れて国会で軍備拡大を批判するんですね。

(パネルを示す) 昭和17年に、戦争の末期に選挙がありました。このときに、翼賛選挙ということで、戦争に協力しない候補者として選挙中に逮捕されます。東京の巢鴨へ引っ張られるわけでありすけれども、まさに選挙妨害、政府による選挙妨害だというふうに思っておりますけれども、伊勢を中心とする南部の有権者は尾崎罌堂さんを当選させます。

やっとな戦争が終わったとき、(パネルを示す) 罌堂さん、このままではいかんと、国連をもう一步進めた国際連邦を提唱する、そういうことでありますけれども、また、新しい憲法ができたときに、『民主政治読本』というので若い人たちに伝えることでこんな言葉を残しております。新憲法の花は何といっても、第2章の戦争放棄の大宣言であろう。国民の権利義務を規定した第3章は実である。しかし、この憲法が、猫に小判、豚に真珠にならないようにという言葉を残しております。

私は、罌堂さんが国の暴走、軍部の暴走をとめられなかった悔しい思いがこの新憲法に対する言葉として若い人に残したのだというふうに思っております。三重県人として、憲法9条が猫に小判、豚に真珠にならないように、

しっかりと守り続けなければならないというふうに思っております。

改めて、今こそ地方自治体がしっかりしなければとの思いを込めて、平和の尊さ、戦争の愚かさ、悲惨さを伝えていく、そのために幾つか提案をし、当局の御所見をお伺いいたしたいと思えます。

今の内容を受けて、私は実は10年前に、戦後60年のメモリアルのときに平和博物館の建設をということを申し上げたんですが、そのときの答弁は財政事情等々非常に厳しいということでした。だけれども、既存の施設を含めて対応したいという答弁をいただいております。

さきの戦没者追悼式で、三重県遺族会会長の斎藤十朗さん、こういうことを言っておられました。あの戦争の悲惨な体験を忘れることなく、真摯に若い世代に語り継ぐことが、今を生きる私たちの責務である、また、様々な行事で戦争でのつらく悲惨な体験を風化させてはならないと訴えているんだとおっしゃいました。三重県遺族会館内の三重平和祈念館があるんですけども、そこに戦中、戦後の貴重な資料1万点を収集しているということでございます。そして、これを三重県総合博物館（M i e M u）で常設展示していただきたい、戦争を知らない子や親、そして孫たちに、戦争の悲しさ、苦しさ、愚かさを伝えていく場として、展示スペースの確保を希望している、そんなことをおっしゃっていました。

県内にもたくさんの戦争当時の様子を伝える資料は残っているはずですが、私からは、県としての平和祈念館ができるまでは、つくっていただきたいんですが、できるまでは私もM i e M u への常設展示をすべきだというふうに思いますし、そして、また、終戦記念日や原爆の記念日に合わせて企画展示や特別展示、そういったところから入っていただきたいんですが、その点の御所見をお願いいたします。

〔竹内 望戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（竹内 望） 私のほうからは平和祈念館の建設について御答弁をさせていただきたいと思えます。

幸福実感日本一の三重を実現するためには、平和な社会であることが前提

であり、私たちはさきの大戦から学び取った多くの教訓を深く心に刻み、努力をしていく必要があるというふうに考えております。

御提案のありました平和祈念館を新たに建設することにつきましては、本県の財政状況等を勘案いたしますと困難な状況にあるというふうに考えております。しかしながら、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えていくことは重要であると認識しておりまして、県ではパネル展の開催であるとか、戦争体験朗読CDなどの資料の貸し出し、それから、ホームページ上ではありますけれども三重県戦争資料館の運営などに取り組んでいるところでございます。引き続き、県民の皆さんの平和への意識と理解が深まるように取り組んでまいりたいと思います。

〔高沖芳寿環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（高沖芳寿） 平和の尊さ、それから戦争の悲惨さを伝えるために三重県総合博物館を活用して展示はできないかという御質問でございます。

過去の歴史を学ぶことにより、平和の尊さ、そして戦争の悲惨さを次の世代に引き継いでいくことが大切であり、社会教育施設としての博物館が、その展示や講座などを通じ、平和教育にも寄与していくことは非常に重要であるというふうに考えております。

総合博物館には、常設的な展示を行う基本展示室に加え、企画展示室や交流展示室といった展示のスペースがございます。

基本展示室は面積が800平方メートルでございまして、本県の多様で豊かな自然や交流の歴史に焦点を当てたコンパクトな展示としていることから、平和といった観点からの常設的な展示は難しいと考えております。

一方、企画展示室と交流展示室では、基本展示室で紹介し切れなかった内容などについて、様々な展示を行っております。このことから、これらの展示室での展示やM i e M uセミナー、ワークショップなどの開催によりまして、平和の尊さについて考える機会や世界の平和へ目を向けていくきっかけを提供し、広く県民の皆さんに平和の大切さについて発信していくことを今

後検討していきたいと考えております。

特に、来年は戦後70年に当たりますので、交流展示室における博物館の収蔵資料、あるいは県内に残る戦争関連資料の展示、ワークショップの開催等を通じまして、戦争の悲惨さや平和の尊さを感じ取っていただけるよう検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） 大体、予測するような回答であったというふうに思います。それぞれに必要なということとか重要であるという言葉いただきましたので、その方向で思いとしては持っていていただいております。具体的にどうするのかという部分が、スペースの関係とかいろいろあろうかというふうに思いますけれども、前回もよく似た質問をさせてもらっております。少し学芸員の皆さんとも相談もしていただきまして、やはり、300万人も日本で亡くなった大きな出来事でもございますし、平和を子どもたちに伝えていくという意味では大事なことなので、少し、どこまでできるか、しっかりと議論もしていただきたいなということをお願いしておきたいというふうに思います。

それから、今、出ました、来年戦後70年の節目になります。今まで50年、60年と、21世紀への伝言ということで本を出したりとか、県から市町へいろいろ貸し出す、そういったパネルをつくったりとか、いろんなこともされてきたんですけども、来年、平和を後世へずっと伝えるために、県としてどのような考え方を持っておられるのか、ございましたら聞かせてください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 戦後70周年となる来年度に向けてどのような取組を考えているのかという御質問に対して答弁させていただきます。

さきの大戦の終戦から長い年月が過ぎ去り、三重県における戦後生まれの人の割合は、平成27年にはおよそ8割となります。また、戦争を実際に経験された方々の高齢化も進み、戦争の悲惨な体験を実体験として語り継いでい

くことが年々難しくなってきました。

戦後70周年を迎える平成27年には、先ほど環境生活部長が答弁したとおり、県総合博物館における展示をはじめ、シンポジウム、全国戦没者追悼式への子ども代表団の派遣、沖縄三重の塔建立50周年を記念した催しなど、戦争体験を語り継ぐことができる事業を実施していきたいと考えており、検討を進めているところです。

戦後70周年という節目の年を、戦争の悲惨な実態と教訓を風化させることなく、未来を担う若い世代をはじめとする多くの皆さんに、改めて平和の尊さと大切さについて考えていただく機会にしていきたいと考えております。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） 我々の世代も戦争が終わって直後に生まれているんですけども、その戦後の次の団塊二世に知事は当たられるというふうに思うんです。知事の世代が本当に今のような思いで、そして、三重県のトップとして、特にまた子どもたちにそういう平和の尊さを伝えていくような、そういう催しも考えていただいているということでございますので、ぜひともその辺しっかりと、いろんなことができるというふうに思いますので、そのことがずっと後世に伝わるような、そういう意識でお願いをしたいなというふうに思っております。

もう1点、質問させていただきます。教育長に聞かせていただきたいんですけども、今のほうが平和憲法に対して少し後ろ向きになったときに、国が動かなくても勝手に地方自治体がいっぱい動きを始めてしまいました。例えば、中沢啓治さんがつくった『はだしのゲン』の漫画本を図書館から隠そう、一つだけと違って、それがいろんなところで始まってしまいました。神戸市では、今年の憲法記念日の集会へ後援申請をしたら拒否したという報道がありました。長野県でも、東京大学の小森陽一さんの講演会、これも不承認とか、千葉市でもそんなことがありました。どんどん勝手に自粛をしようんですね。そのことを非常に怖いというふうに思うんです。埼玉県では公民館が、俳句サークルがつくった「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」とい

う憲法9条を題材にした俳句まで載せたらあかんということになったと。こういうことがどんどん続くことが怖いんですね。

そういった状況の中で、やはり教育長、どんなことがあっても子どもたちを戦地へ送るような教育をしないことを誓ってもらおうとうれしいんですが、御所見を。

○教育長（山口千代己） 戦後70年を迎えようとしている今、子どもたちが日常生活の中で、家族や地域の方々から戦争体験を直接聞く機会が非常に少なくなってきています。また、民族、宗教などの対立により国際関係が複雑化する状況の中であって、戦争の悲惨さ、平和の大切さ、さらには命の大切さについて学び、考え、行動に移すことは大変重要であります。

このような今こそ、平和のたいまつを世代を超えて引き継ぎ、世界の恒久平和を確立していくことが必要です。特に学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じた指導や、特定の価値観に左右されることなく客観的な事実に基づいた平和教育を進めることが何よりも重要であると考えております。

このような中、県内の小・中学校及び県立学校におきましては、各教科や総合的な学習の時間などで平和学習が進められています。

具体的には、地域の方々から戦争体験の話を直接聞いたり、戦争史跡の見学、さらには、夏休み前の全校集会で図書委員会を中心となった平和に関する図書のブックトークや読み聞かせなどを行っている学校もあります。

近年では、このような学校の取組に加えまして、菰野町、松阪市、伊勢市、伊賀市では、各自治体が市町単位で中学生を広島に派遣して報告会を持つなど、広がりのある取組も行われているところでございます。

議員御指摘のございました『はだしのゲン』とか、あるいは講演会名義の取り消しとかということについては、市町教育委員会ではこのようなことは聞いておりませんが、県教育委員会といたしましては今後とも、家庭や地域の方々との協力も得ながら平和教育が適切に行われるよう、市町教育委員会と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

[44番 中村進一議員登壇]

○44番（中村進一） 教育長の平和教育に対する最後の言葉は決意だというふうに思わせていただきますので、変な方向に流れないようにお願いを申し上げたいというふうに思います。

時間の関係もございますので、次へ移らせていただきます。

次の質問は農業政策についてであります。

農業の問題につきましては、新政みえの藤田宜三議員、そして、また、先般、前野和美議員から、農地中間管理機構を含めまして、かなり詳しい質問が出されたところでございます。

私自身は農家の生まれでも何でもないので、なかなか細かいところまではわかりません。ただ、あの話を聞いておりました、私の周りには小規模の農家がたくさんございます。小規模農家というのはこれからどうなっていくんだろうか。

知事は平成26年当初の提案説明のときも、農政が転換期を迎えているんだ、生産性を高めるために競争力を強化していかなきゃならない、担い手への農地の集積・集約化をさらに加速して、生産コストを削減していく必要がある、そのために、農地の借り受け、貸し付けを、農地の管理等を行う農地中間管理機構を設置するんだということを言っていました。

当時の森野真治環境生活農林水産常任委員長としての報告の中でこんな言葉がありました。農地中間管理機構の制度化、経営安定化対策として、今、見直しが行われている。多面的機能の発揮と地域全体での農地維持を後押しする日本型の直接支払制度の創設を柱とする見直しも行われたと、国の農業政策が大きく転換されようとしている中で、これまで各地域で取り組んできた農業関係者が、新たな制度に対してスムーズに移行できるように、県当局におかれましては農業関係者の意向に配慮をしながら的確に対応されるようにということで、議会側からの要望があったわけであります。

私も、今の大きな渦は、やはり農家の立場、農家の意向に沿った政策、農家の理解が得られる政策を示していただきたいなというふうに思っております。

先般、私、伊勢のある、本当に小規模農家、100戸ぐらいの集落へお邪魔させてもらいました。皆さんの声は、今、米1俵、どれだけやと思いますという話がありました。今年は1俵当たり1万円割れ、9000円台ですね。そのお米をつくるのにどれぐらいお金がかかるのと聞いたら、宮川用水なんかの賦課金とか固定資産税、農機具の償却費、燃料費、肥料費、農薬費、ずっと足していくと1万2000円ぐらいはかかっていますね。えっ、マイナスですね。いや、これ、人件費、全然入っていないんですよ。そういった話はあちらこちらへ行きますともう皆さん出てきます。

そして、さらに、TPPとかいろんなことが始まってくると、それももつと割ってくるんですよ、そういう声がいっぱいでありました。また、この地域には今、さらに国営事業のパイプラインを引くと。ですから、今言うたのプラスこれからまださらに負担をせえということを県のほうから言われている。後継者もなかなかいない。高齢化している。そんなところでどうしたらいいんですかという声でした。

質問でありますけれども、やはり小規模農家というのはどうなっているのか、あんたらはもう出ていきなさいよということなのか、それとも、例えばパイプラインがやってくるのであれば、その前に農地集約とかいろんな中間管理機構を使っていろんな整理をした上で、そして、じっくりと皆さんと議論をする、そういうことができないのか。それから、やはり小規模農家の悩みをしっかりと丁寧に聞いた上で、多分同じ悩みを持っているところがいっぱいあると思うんですよ、そこら辺の方々にわかりやすい答弁をしていただくとありがたいんですが。

以上です。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 小規模農家に対する施策をどうするのかということです。

本県における販売農家の1戸当たりの経営耕地面積ですが、およそ1.4ヘクタールという状態です。ただし、1ヘクタール未満の農家というのが農家

全体の約6割を占めておりまして、零細な農家が多いという状況になっています。

こうした中ですが、農業を将来にわたって維持発展させていくため、経営所得安定対策などの支援措置を活用しながら、意欲と経営感覚にあふれる認定農業者、また、集落営農組織の育成を図るとともに、農地集積を推進することで地域全体の農業所得の向上を図っていききたいというふうに思っています。

これまで県内の多くの地域では、圃場整備事業などの実施を契機としまして地域での話し合いが進み、地域合意のもと作成した農業の将来ビジョンに基づきまして、担い手への農地集積が進んできているところです。

また、小規模農家が多い地域におきましても、全戸が参加する集落営農組織の設立をしまして低コスト化を進めるということ、また、加工、販売など、経営の多角化に取り組むということもあらわれてきております。

さらに、こうした集落営農組織の中には、法人化を進めまして、新規就農者や女性、高齢者の雇用に積極的に取り組んでいるような事例も出てきております。

加えまして、本年度より経営規模の縮小を希望する農家がある場合、農地を取りまとめて地域の担い手に再配分する農地中間管理事業を活用することができるようになりましたので、この事業では農地を貸した農業者や地域に対して各地域の裁量により圃場整備事業の工事負担金等にも使える、地域集積協力金と言っていますが、この協力金が交付されるということになっております。

農地中間管理事業については、農業者や関係者への周知徹底を図るとともに、地域の合意形成に向けて積極的に活用していくことが重要だと考えております。

今後とも、小規模農家の多い地域におきましても、この農地中間管理機構である農林水産支援センター、また、関係市町などと連携を図りながら、研修会の開催であるとか集落座談会等への県職員の派遣などを通じまして、地

域農業の将来ビジョンの検討であるとか、先ほど申し上げた集落営農の推進に向けた話し合いが進むよう、支援に取り組んでいきたいというふうに考えております。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） 御答弁をいただきました。集落営農を推進していくということ。それから、様々な補助のメニューもあるということも聞かせていただきましたけれども、個々の農家の皆さんたちに、そういった制度とか、あるいは、具体的にどうしたらいいのか、そういったことを丁寧に伝えていくことが大事ななというふうに思います。それから、私は先ほど一つの具体的な例として申し上げました、小さい水田がいっぱいある中で一つ一つにパイプラインをとというハード的な仕事、ハード的な業務がどーんと来ているんやけれども、そういうものを個々の人たちに負担させる前に、一度ぱっと整理をして、全体でもっと効果的なパイプラインをできるとか、その前後とか、そういった、今、本当に個々の農家がまだまだ負担せないかんのという、そういうものをどうやって取り除いていくのか、その辺もし、農林水産部長、考え方がございましたら。

○農林水産部長（橋爪彰男） 御指摘いただきますように、いろんな工事の負担金等、基盤整備の負担金はかなり個人にとっても大きいと思いますので、今回、今申し上げた農地集積、特に農地中間管理機構を介した集積については一定の基盤整備もあわせて行えるということがありますので、県としましてもできるだけ基盤整備と機構の集積がマッチするようなところを進めていきたいと思っております。個々のいろんな事情があると思いますので、できるだけ細かい説明会をさせていただきながら、また、相談に乗らせていただきながら小規模農家の支援をさせていただきたいというふうに思っております。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） 今、本当に丁寧な丁寧な対応というのが求められておると思うんです。後継者が確かにいない、水田ももう手放したいというところ

まで来ているんですけども、手放すにも、今までのいろんな負担金とか、いわゆる借金といいますか、負債なんかもたくさん抱えております。これが逆にうまくもうかる形へ転換ができれば、これこそまた地域の崩壊も防げるわけですので、少し今聞かせていただきました、きちっと丁寧な説明をしていただくということ、これは農林水産支援センターのほうでやっていただくということによろしいですね。

○農林水産部長（橋爪彰男） 基本的には農地中間管理機構である農林水産支援センターでございますけれども、県もあわせて地域への説明会等は入らせていただく場合も多うございますので、あわせてその辺の支援に当たっていきたくと考えております。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） わかりました。この辺の議論というのは当該の皆さん方もお聞きいただいているというふうに思いますので、少しまたそういった立場から、私のほうからも説明もさせていただきたいなというふうに思っております。

農業の問題でもう1点お聞かせをいただきたいというふうに思います。獣害対策ですね。

先ほど、青木議員が3日に1回お猿さんに会うておると言う話がございますが、私も、伊勢市の中の、特に宮本地区というのがあるんですけども、獣害の調査に入らせていただきました。随分広いといいますか、長細い地域で山と集落がずっと平行してあるところなんですけれども、鳥獣保護区との境界も非常に長いところなんですけれども、地元では蓮台寺柿というおいしい柿の名産地ということもあって、猿が、それは渋柿なんですけれども、結構かぶっと食べては捨てるという形で非常に被害が増えているということです。

ちょっと地元の人が伊勢市役所に提供した写真を持ってきましたけれども、（パネルを示す）ほかにもここに置いてあるこういう食べ物を持って逃げるところの写真もあったんですけども、こうやって小さいかごでとろうとす

るんですけどなかなかうまくいかない。とれたらそれに発信機をつけていろいろやっているわけなんですけれども、伊勢にも二つのグループがあっといういろいろあるんですが、特に猿なんかは相手のいるところをどう知るかというのが勝負だというような話も聞かせていただきました。大量捕獲の仕掛けをつくって、8月の初めに置いてあって、この間地元の人とお話をさせてもらいましたら、やっと9月の初めに一月かかって猿がそこに近づくようになったと。あと、これからごそっと入ることもあるかもわからん、そのときは遠隔操作でがしゃっととるらしいんですけど、うまくいけばいいんですが、そういった地元の方々がかなり頑張っておられるので、知事からも先般、表彰もしていただいたところですが、問題は、大量に捕獲したら、その後、処分をどうしていくのかということもそろそろ心配をし始めている。

それから、イノシシは大体、柵である程度対応できるようになったんですけども、猿なんかは無線機を今つけているんですが、なかなか、もっとレベルの高いといいますか、GPSとか、ああいういい方法は検討されていないのか、そういったところをちょっと聞かせていただきたいなど。今後の獣害対策も含めてよろしくをお願いします。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 獣害対策について2点御質問いただきました。

まず、野生獣の処分方法、たくさん捕まえた後の処分方法に困っているという実態もあろうということですが、捕獲しました野生獣については現在、埋設であるとか焼却処分がされているほか、ジビエ料理として利活用というようなことにも努めているところです。

増え過ぎました野生獣の捕獲を今後適切に進めていくというためには、捕獲頭数の多い市町を中心に捕獲した野生獣の処分が大きな課題であるというふうに私どもも思っています、市町の捕獲状況に応じた処分方法の選定や導入を検討していく必要があるというふうに考えています。

このため、既にほかの県で導入されている野生獣専用の焼却施設と、また、微生物を利用して野生獣を減量化する施設というのもありまして、現地

調査を進めてきたところです。今後こうした施設を製造する企業とも連携しながら、現地での導入試験を市町の協力もいただきながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

次に、猿の位置の把握といいますか、GPSなんかの例ということでは、猿に電波発信機をつけまして、発信機からの電波を受信するというで猿の群れの位置を推定する技術というのは普及しております。この技術は、猿の群れの位置を低コストでリアルタイムに推定できるという利点がありますけれども、手持ち式のアンテナによって電波を受信する作業が必要となるので、労力面でかなり負担が大きいということが課題となっております。

それで、一方GPSなんですが、リアルタイムに猿の群れの位置を推定する技術が現在具体的に開発されておまして、商品としても販売されておりますけれども、この機器はまだ非常に高いということもありますし、発信機の電池寿命も余り長くないということがありますので、普及がまだされていないというような状態です。

現在、聞いておりますと、GPSを利用して、より安い価格で販売できるよう、また、長期間機器も使用できるようにということで、企業のほうも開発をしているという話も聞いておりますので、今後こうした開発動向も踏まえながら、現地への導入の可能性について探っていきたいというふうに思っています。

[44番 中村進一議員登壇]

○44番（中村進一） 部長からいろいろ聞かせていただきましたが、GPSについては新しいそういった商品が開発中ということで、これから安価になったりとか、それから電池寿命等々がよくなってきたら使っていただくということだというふうに思わせていただきました。

問題は焼却施設ですね。これは、県として具体的に、今、計画があるんですか。

○農林水産部長（橋爪彰男） 先ほど申しあげましたように、例えば減量化施

設ですと徳島県あたりが導入したものがあります。それを調べておまして、事業費としても1000万円強ということなんですけれども、これがどの程度市町の捕獲頭数の実態に合うかとか、具体的に実証とか、まだ県内では行っておりませんので、そういう意味では県内の市町の協力をいただきまして、まず、実証してみたいなど、それからいろいろ考えていきたいというふうに考えております。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） 今回ずっと調査させてもらって、私、感じたのは、実は昨日も昼に近くの集落で皆さんから聞く勉強会をしておったんですけれども、その公民館の横が猿の、いわゆる通り道といいますか、コースになっているんだと皆さんがわつと言われまして、これは民家と野生獣との境目がほとんどなくなっているな、そういうことを感じました。このまま放置していくと大変なことになるというふうに思いますので、今申し上げましたいろんな知恵は、伊勢市のほうでは地元の皆さんのグループと市と県と猟友会の皆さんが本当に連携して、うまく回って行って、それで知事の表彰も受けるところまで行ったんだというふうに思います。ぜひ現場でのそういった声をしっかり受け入れていただきまして、さっきのGPSも皆さんの声であったというふうに思いましたし、とったものをまた山に穴を掘って埋めるというのは大変なので、そういった処分の方法もぜひ考えていただくということで、これはお願いを要望としてさせていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。これは1年前に質問をさせてもらった続きになります。原子力防災対策についてということでございます。

安定ヨウ素剤、まずいかせていただきます。

もし原発事故が起こったときということで、安定ヨウ素剤というのは、原子力規制委員会の資料によりますと、原子力施設などの事故に備えて服用のために調合した、放射能を持たないヨウ素のことで、事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食によって体内に吸収されると甲状腺に蓄積されます。放射線障がいが生じる可能性があるため、これを防ぐために安定ヨウ素剤を服用することが必要です。

ウ素剤をあらかじめ服用して、甲状腺を安定ヨウ素剤で満たしておくことによって、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素は甲状腺には取り込まれず、大部分が体外に排出されて、放射線障がいのは発生を極力防止するということになっているんですけども、こういうのを用意していますかということをお聞かせしてもらいました。まだ準備はできていないということでした。

隣の岐阜県、若狭湾でもし事故があった場合ということで、岐阜県では、40歳未満の方、人口の11%について安定ヨウ素剤を確保したというふう聞いております。この辺は県として把握されているのか。

それから、三重県は検討課題ということをお聞かせしてもらいましたが、今まだそういう検討課題の状況なのかどうかということが一つ。それから、こういった判断をするのに、県のほうが委嘱をした、知見を持った学識経験者をお願いしている三重県原子力災害対策アドバイザーの方に聞いたら、三重県はそんなことはありませんよと言ったと、去年はそういうことやったと思います。

でも、3・11の事故直後の原子力委員長の試算では、やはり250キロに被害が及ぶという、そういうことも明快に言っておられますし、全てアドバイザーの方に頼って、本当に三重県民の命と健康が守られるのかどうか、こういったアドバイザー、もうちょっと慎重にされるような方も入れていただくとか、そんなことが可能なのかどうか。

それから、岐阜県ではシミュレーション、もし若狭湾の原発がダブルで爆発か何かしたときに、ある会社のシミュレーションではずっと南下をしてきて、三重県の北部のほうはずっとその影響が出るというふう聞いております。そういった、三重県としてこのシミュレーション、放射性物質がどう拡散していくのか、そういったことをきちんと把握されているのかどうか、その辺、お聞かせをいただきたいと思います。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 議員から原子力災害対策についての御質問をいただきましたので答弁します。

本県の原子力災害対策につきましては、昨年度も申し上げたとおり、現在はその見直し作業を行っております三重県地域防災計画の風水害等対策編、この中に新たに、これまでにはありませんでしたけれども、原子力災害対策の項を設ける形で、隣県の愛知県とか、あるいは本県と原子力発電所からの距離が似通っております山梨県などの計画も参考にしながら、今、計画策定についての準備検討を進めておいて、本年度末の公表を目指しているところでございます。

その中で、まだ素案の段階でありまして、まだまだ変わるかもしれませんが、県内の対策としましては、まずは、災害情報の収集、伝達、あるいは環境放射線モニタリング、そして、屋内退避や避難の防護措置、そのほかにつきまして、また、他県への支援に関しましては、県外からの避難者の受け入れについて記載するような検討をしているところでございます。

さて、御質問にございました安定ヨウ素剤でございますけれども、岐阜県の状況も把握しておりますが、まず、先ほど言いました三重県と同様に原発30キロメートル圏外に位置します愛知県の状況ですけれども、計画の中に検討項目として記載されているだけでありまして、同じく先ほど言いました山梨県の場合は、そもそも安定ヨウ素剤の記載はございません。

本県の場合ですけれども、先ほど御質問にもありました原子力災害対策アドバイザーの方、これは後で言いますが新しい方なんですけれども、安定ヨウ素剤につきましては、避難の際に服用することによります外出時における放射性ヨウ素による内部被曝を軽減できるという有効性に関する意見、当然いただいております。一方で、副作用の問題もあって、国の検討状況についても注視する必要があるという意見も頂戴しており、こうしたことから本県としては、直ちに備蓄というのではなくて、先ほど申し上げた地域防災計画の原子力災害対策の項の中では、屋内退避や避難の防護措置と安定ヨウ素剤との併用のあり方について検討していくと、そういう内容で記述する方向で、今、準備検討を進めているところでございます。

なお、一方、国に対しましては、原子力発電所から30キロメートル圏外の

地域に対する安定ヨウ素剤の取り扱いを含めた対策について、一定の方針を示していただくように、全国知事会を通じて現在要望しており、そうした国の動向も踏まえながら、さらに検討を続けてまいりたいというふうに考えております。

先ほどアドバイザーの話を行いましたのでお答えしますと、本県では御承知の、一昨年度委嘱しましたアドバイザー、環境への影響に関する専門家でしたけれども、加えて今年度は、先ほどのコメントの方がそうなんですけれども、医療系の放射線防護の専門家を新たにアドバイザーとして委嘱することとしたところでございます。

そうしたことから、本県としましても、原子力災害対策につきましては慎重に、かつ真摯な態度で対応をとっているというふうに考えております。

最後、放射性物質拡散シミュレーションでございますけれども、岐阜県のデータは当然知っておりますけれども、本県は原子力発電所から直近で約70キロメートル離れており遠距離に位置しているため、大気中における放射性物質放出時の空気の流れとか、雨、雪の関係、また、放出量の設定等につきましては、気象条件などによってその結果が大きく変動することが予想されております。

また、国は、発災時に迅速に放射性物質による環境への影響を予測しますあのSPEEDIですけれども、あの情報を参考情報扱いとして、軸足としてはモニタリングによる情報を重視しているということから、本県としましても発災時のモニタリングによる情報を重視して対応することといたく、現時点におきましては、放射性物質拡散シミュレーションを独自で行うということは考えておりません。

いずれにせよ、原子力災害対策アドバイザーの助言も得ながら、引き続き市町あるいは防災関係機関の意見も踏まえ、原子力災害対策につきましては慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[44番 中村進一議員登壇]

○44番（中村進一） 安定ヨウ素剤については今のところ備蓄の考え方がないというふうに聞き取れたんですが、例の3・11のときは、30キロ圏内とかそういう問題ではなくてかなり遠いところも、1年前の資料でもお示ししましたけれども、かなり厳しいところもあったというふうに聞いておりますので、画一的な状況やなしにきちっとすべきかなというふうに思っております。真隣の岐阜県が40歳未満の方たち用に備蓄をしているのに、三重県はそれをよそが持っておるとかはなしに、県民の命と健康を守るためにその部分がされていないというのはいかがなものかなというふうに思います。国の動向を見てやるという、この備蓄するのにとつてもないお金がかかるとか、そういうことであれば、また、計画的なことをやってもらわなくてはならないと思うんですが、その辺はどうなんでしょうかね。

○防災対策部長（稲垣 司） 岐阜県の場合は、一部ではございますけれども、やはり30キロ圏内に入っております。それが一部でありますけれども、議員のおっしゃったシミュレーションを踏まえて、全部の県民ではなくて25ミリシーベルト以上の対象のところに限定してと、その1.2倍ですけれども、常備するという話になっております。

あのシミュレーションの結果を踏まえて、私どもも先ほど来申し上げておりますアドバイザーの方に見てもらいましたら、私どものほうは内部被曝の対象となる地域は一切ございませんし、外部被曝の部分の I A E A 基準の20ミリシーベルトも本当に北西部のごくごくわずかでありますので、そういった意味で、距離の問題はかなり大きな要素となっております、岐阜県の場合とは異なると考えております。

以上です。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） この問題、まだ少しこちらも研究させてもらって引き続いて議論したいというふうに思っております。

最後の質問をさせていただきます。海女文化の継承とユネスコの文化遺産についてということで、朝から中川正美議員の質問で教育長から、海女文化

をユネスコの無形文化遺産に持っていき、その考え方のプロセスを聞かせていただきました。私、この問題につきましては、やはり知事が先頭に立っていろいろ動いていただいている、朝からも話がありましたように後継者の問題が非常に厳しい状況になっているというふうに思います。この60年間で、1949年当時は6100人ぐらいおったんですけども、これが今既に1000人を切るということで、海の博物館の石原館長に聞かせてもらいましたら、このままやと5000年続いてきた海女の歴史というのはこの二、三十年で消滅するかもわからない、かなり危機的な状況だというふうなことであります。

やっぱりこれをしっかりと支えていくためには、海女の後継者をつくるためには、まず第一にアワビやサザエやウニやナマコが生息する海の環境をしっかりと守るということ、それから、二つ目のほうとしてはやはりユネスコの無形文化遺産に登録して、こういう仕事があるんだなということで期待感を膨らませる、その二つかなというふうに思っております。

三つ目は、やはり三重県のリーダーである知事が先頭に立って、世界へ、日本へ発信をしていただく、そういうことかなというふうに思いますので、その辺の知事の意気込み、思いを聞かせていただくとうれしいです。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 海女文化の継承に向けた思いということでございます。

海女の皆さんは、体力的にも厳しい中、明るさを忘れることなく、また、地域の中心となって誇りを持ち、誰に言われることもなくその伝統を守り伝えてきました。そして、地域の皆さんも海女漁に理解を示し、その伝統を守ってきました。そのことに私も感動を覚え、高齢化や後継者不足、漁獲物の減少等もあり、保存と継承が難しくなりつつある海女漁を、世界の宝として三重県としてもしっかりと守っていく必要があると考えております。

三重県としましては、このような海女漁の保存と継承につながる国重要無形民俗文化財指定に向けた取組や、先ほど議員からも御指摘のあったその後継者不足を補うための所得向上、そういうのにつながる水産振興、こういうものを今後も引き続き行っていきたいと思っております。

そして、ユネスコ無形文化遺産の代表一覧表記載を実現し、資源をとり過ぎることなく、自然と調和をしながら暮らす海女の生き方を世界の多くの人に知ってもらおうという大きな夢の実現に向けて、地域の皆さんとともに邁進してまいります。

〔44番 中村進一議員登壇〕

○44番（中村進一） 知事の思いを聞かせていただきました。

私は父親が答志島なんです。小さいとき、島へ行くと、おばさん、親父のきょうだいはみんな海女です。海女が当たり前。すごく思い出があるんですが、船でずっと沖へ行くと、おばさんがずっと潜っていて、さっとアワビを持ってきて、それを塩でひゅっと洗って、すつとくりぬいて食べるときのあの味、もう最高なんですけれども、それが当たり前やった時代なんですね。残念ながらそういうことができなくなってしまっておりますので、ぜひそういった海女の、今の離島の皆さんの声もしっかり聞いていただいて、知事に頑張っていただきたいなというふうに思っております。

今日はいろんな課題について質問させていただきました。最後に、今、地方議員の政務活動、いろんなところに回っていきますと結構注目される。野々村さんのああいうのがあったものですから、皆さんもあんたは大丈夫かなんてことをよう言われるというふうに思いますが、三重県議会は、県民の幸せを求めて各議員がそれぞれのテーマに沿って地域に入って、県民の声を拾うて、そして、あるときは県外へ飛んでそれを受けて政策を提言する、条例をつくる。そんなことをしっかりやっている県議会ですよということをテレビを見ている皆さんに明確に申し上げまして、今日の議論もそんな思いの一環であることを申し上げ、終結したいなというふうに思います。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（奥野英介） 本日の質問に対し、関連質問の通告が3件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時15分開議

開 議

○議長（永田正巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（永田正巳） 質問を継続いたします。

最初に、中川正美議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。34番 中嶋年規議員。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） 自民みらい、志摩市選出の中嶋でございます。中川正美議員のポスト遷宮に関する質問に関連した質問をさせていただきたいと思えます。

今日は中川議員のほうから、20年前のまつり博・三重'94のお話が出ました。まつり博は、ポスト遷宮の、前回の遷宮の後の外へ向けての大きな発信力のある事業として取り組まれたわけでございます。

それと対比されるような形で、平成21年度から始まりました「美し国おこし・三重」のことについても触れられました。この「美し国おこし・三重」のポスト遷宮の取り扱いということについてお伺いをしたいというふうに思えます。

「美し国おこし・三重」事業は、6年間の集大成ということで、今、この春から、県民力拡大プロジェクト、縁博みえとというのが県内各地で開催をされております。また、この11月22、23日には、三重県民大縁会ということで、くしくもまつり博・三重'94のメイン会場であった県営サンアリーナで開催されるということでございます。

この事業のメインになるところは、パートナーグループ。要は地域をより

よくしていこうよという、そういう住民の皆さんが主体となった自発的な地域づくり団体、このパートナーグループを認定し、県として市町とともに支援をしながら地域づくりをやっていこうよという取組で、平成26年8月現在で730グループができております。まさに知事がおっしゃられるアクティブ・シチズンの模範ともいべきパートナーグループでありますし、県の担当者の方も一生懸命になって顔の見える関係づくりというのもつくっていただいております。

そこでお伺いをしたいのですが、この「美し国おこし・三重」事業で育ててきたパートナーグループに対しまして、この事業終了後のフォローをどのように考えていらっしゃるのか、まずお答えいただきたいと思います。

○**地域連携部長（水谷一秀）** 県は平成21年度からスタートした「美し国おこし・三重」によって、地域づくりの担い手の掘り起こしや地域づくりの人材育成、さらには、パートナーグループの皆さんの活動の基盤づくりに取り組むなど、個々の活動が「美し国おこし・三重」終了後も自立、持続していけるよう取り組んできております。

この「美し国おこし・三重」につきましては、本年度を最終年度とする6年間限定の取組としてきたことから、取組終了後は地域の皆さんに最も近い基礎自治体である市町において地域の特色を生かした地域づくりに取り組んでいただくことによって、担い手となる皆さんの交流連携の輪がさらに広がっていくことが望ましいと考えております。

県としましては、「美し国おこし・三重」で取り組んできたようなグループへのきめ細かな個別支援を次年度以降も引き続いて行っていくことは考えておりませんが、これら自発的で自立的な地域づくり活動が今後も持続されていくよう、市町とそれぞれの役割を分担しながら広域的役割について検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

[34番 中嶋年規議員登壇]

○**34番（中嶋年規）** 趣旨はわかりました。どうしても私自身がトラウマがあ

りまして、そのトラウマというのは生活創造圏ビジョンの事業でございまして、あのときはどちらかというと主体の中に県職員の方も入っていただいた中で、県、市町村、それからNPOとか住民の方というのがまさに同じテーブルで事業を進めてきて、その生活創造圏が終わるよということで県の職員だけがぱっと抜けてしまったということで、非常にはしごを外されたというふうなお声、批判をたくさんいただいた、そんな中で、ビジョンというものの考え方を市町村合併も踏まえて変えていった中で、生活創造圏ビジョン推進条例というものも廃止され、平成20年に三重県地域づくり推進条例というものが制定されたという経緯があるわけでございます。

こうした経緯も踏まえますと、今、地域連携部長がおっしゃっていただいたように、市町とのそれぞれの役割を担った中で、今まで育ててきていただいた、一生懸命活動していただいているパートナーグループの皆さんへの支援を何らかの形で私は続けていきたいなというふうに思っております。

決してはしごを外された感にならないような支援をお願いしたいと思いますし、だからといって、プロデューサーをこれまでのようにつけてくれとか、そんなことは全く考えておりませんでして、こういった美し国おこし事業の評価についてはまたこの年度末までにいただけるものだというふうに考えておりますけれども、新しい形の中でパートナーグループへの引き続きの県との連携というものをお願いしたいと思います。

そこで、もう1点お伺いしたいのは、先ほど申しました三重県地域づくり推進条例、これの第4条第1項というのがありまして、ちょっと読み上げますと、「県は、住民をはじめとする多様な主体と対等の立場において信頼かつ協調の関係を保持し、多様な主体の意見が反映された地域づくりが円滑かつ効果的に行われるよう必要な仕組みを構築し、機能させるものとする。」という規定がございまして。

その仕組みとして、県と市町の地域づくり連携・協働協議会、知事の的一对一対談なんかもその中に含まれるわけでございますけれども、こういった取組をしておりますし、具体的な事業として、「美し国おこし・三重」事業、

これが発展的解消されるんだなど。こういった中で、県と市町の地域づくり連携・協働協議会というものを進めてきていただいている中で、市町村合併も一定の期間が過ぎてきました。また、その地域の状況も変わってきました。県の財政状況も変わってきました。もちろん知事もかわりました。

こうした中で、昔、野呂知事時代は、補完性の原理、ニア・イズ・ベターということを常に強調されて、県は広域的な支援をするんだよ、地域づくりにおいてはということ随分と協調されてきました。その考え方のベースは私も全然反論するところはないんですけども、県の過度な干渉はだめですが無視するのも私はいかんというふうに思っておりまして、こうした時代の変化、ポスト遷宮を踏まえて、県が地域づくりにおいて担うべき役割、これをどのように考えていращやるのかお伺いしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） まず、議員からありました地域づくりで県として担うべき役割ですけども、まさに議員御指摘のように、三重県地域づくり推進条例に書いてあるような必要な仕組みを構築する、ニア・イズ・ベターということについての基本ベースは私も変わらないと思っています。

一方で、今、私が知事にならせていただいてから取り組んでいるような南部地域活性化のような、また、国のほうにおいても言っている人口減少を踏まえた地方創生、そういうようなことを考えると、地域ごとの現在、未来を考えるとやはりいろんなめり張りがあるかと思いますから、そこにはその県のかかわり方もやはり一定のめり張りがあるかと思っています。

しかしながら、その市町がやっぱり主体的であってほしいというところがあると思いますので、そのバランスを考えながら、今回の美し国おこし事業の終了後のあり方についてしっかりと、議会の皆さんともよく議論させていただければというふうに思っております。

それから、1点目のことについても、生活創造圏のトラウマ、私どもも今、この後を検討しているとよく聞きますので、その点には十分留意して市町の皆さんと意見交換を重ねたいと思います。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） ありがとうございます。

まさにそれぞれの地域地域の実情というものもあると思いますし、それぞれの、言い方は失礼かもしれませんが、自立度というところも違うところもありますし、もちろん経済的な基盤も含めて違うところがありますので、まさにきめ細やかな地域づくりの取組について、それぞれの地域との連携を深めていただきたいと思います。決して上から目線からの支援にならないようにだけお願いを申し上げさせていただきますまして、私からの関連質問とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（永田正巳） 次に、杉本熊野議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。31番 館 直人議員。

〔31番 館 直人議員登壇〕

○31番（館 直人） 三重郡選挙区より選出をいただいております新政みえの館直人でございます。

それでは、本日午前に一般質問に登壇をされました杉本熊野議員の遷延性意識障がいの方々に関する今後の取組ということについての関連質問をさせていただきますと存じます。

殊に、私は在宅で医療的ケアを必要とされる遷延性意識障がい等の皆さんに対しての災害時の対応についてお伺いをいたしたいと、このように思います。

杉本議員からは、二十のときの交通事故で遷延性意識障がいになられたお嬢さんを御両親の手で、そして御自宅で24時間介護されている親御さんからの切実な状況とお訴えを伺った、このように披露がされたところでありますけれども、ちょうど私もその場に同席をさせていただく機会を得たところであります。

その中で、先月16日、これは土曜日なんですけれども、その午後、そのお宅の近く、数百メートルのところに落雷がありまして、その地域は停電をしました。このことは、ちょうどそのとき私がその地域の区長とその停電等々のことについていろいろ、議論というか、お話をお伺いしておったというこ

とから、あのときのことかというふうに思ったところであります。と申し上げますと、この障がいをお持ちの方は菰野町に在住をされてみえる方であり
ます。

この停電のときの状況をそのお母さんは次のようにお話ししていただきました。停電は1時間が過ぎても復旧はしなかった、そして、停電でエアコンが切れたことから、室内はもちろんのこと、娘の体温もどんどんと上がり、また、吸たんの機器はとまり、エアマットが切れたことからこのままでは、遷延性意識障がいである自分の娘、自ら体温調整はできない、また、意思の疎通も図られない娘はどうなってしまうのかと、すっかり不安で不安で本当に困った、このようにお話をされたところであります。

また、大災害が発生をして避難勧告でありますとか避難指示が出されたとしても、通常の避難所では娘の命を守ることもできない、どこへ私たちは避難をすればいいんでしょう、このように切々と訴えていただいたところであります。

このようなことについては、午前の中川正美議員の難病の方の災害時の対応ということについて、佐々木医療対策局長のほうから三重県地域防災計画に基づいて、市町との連携をとってというふうな内容の御答弁があったところであります。では、私のほうからは、三重県保健医療計画、これは第5次の改訂版ということに今なっているところでありますけれども、この中に本人、家族の自助努力だけでは対応が難しい在宅患者、人工透析、人工呼吸器装着、酸素療法等の患者への対応の検討が必要であると、このように明記がされているところであります。

そして、この人工透析の患者さんにつきましては災害時の透析マニュアルというのが策定をされておりまして、その中で、患者さんがすべきこと、医療機関がすべきこと、そして行政機関がすべきことと、このように整理がされた内容で記載がされているところであります。

しかしながら、人工透析患者さん以外の医療的ケアを必要とされる遷延性意識障がい等の皆さんに対しての災害時の対応については記載は全くござい

ませんし、それについて早急に検討する必要がある、また、しなければならぬことだ、重要なことだ、このように考えるところであります。

そこで、今回実施をされました遷延性意識障がい者の実態調査、その結果を受けまして、より具体的でしっかりとした早急な対応を求めるところでございますけれども、このことについてどのようにお考えになったのか、まず伺いをいたしたいと思っております。

○健康福祉部長（北岡寛之） 御指摘いただきましたように、災害時における遷延性意識障がい者など医療的ケアが必要な方への対策は大きな問題であると、課題であると認識しております。

避難所の指定や災害発生時における要援護者対策は、基本的には市町が取り組むべき業務ではございますが、県としましては、避難先での医療的ケアの確保など様々な課題がある中で、避難する場所をどのように確保していくのかなどについて、市町や関係機関と連携して検討してまいりたいと考えております。

〔31番 館 直人議員登壇〕

○31番（館 直人） 健康福祉部長からは県としての動きについて簡潔明瞭な答弁をいただいたんやと思えますし、先ほども申し上げましたけれども、この答弁の真意は、障がいの方が菰野の方であって、質問をさせていただいたのも菰野でございまして、答弁をいただいている方も菰野の方なんだと、そんなことから言えば、その質問の趣旨と詳細はよく承知をさせていただいておって、県としてやらなければならないことを頑張ってやっていくんだ。そんなふうにおっしゃったんだと私は確信をしているところであります、どうかこの問題、大きな問題であると私は認識しておりますので、引き続きよろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、杉本議員からも紹介をされましたように、昨年9月30日、まさに北岡健康福祉部長、答弁の中で、遷延性意識障がい者の実態は全国でもほとんど把握されていない、また、実態把握には様々な問題があると、このようにしながらも、関係機関との調整を図っていただいて、御尽力をいただいて、

英断を持って全国に先駆けてこの実態調査を実施していただいた、このように思っております、私からも敬意を表させていただくところでございます。

そして、午前にも健康福祉部長からの杉本議員への答弁もありましたけれども、その実態調査の結果、これを見てみますと大きく、私は四つの点に重きを思ったんですけれども、災害時に福祉避難所に指定されていても、それが利用できないことがありました。そして、災害対応のための、自家発電機や蓄電設備など、医療的ケアに必要な機器の整備充実が不可欠であるということがわかりました。

そして、これもおっしゃられましたけれども、拠点障がい者施設の設定と、人的、物的整備が必要なこと、そして、最後に医療機関との連携、援助等システムの構築などなどということ、まさに貴重で重要な状況を把握されたんだな、このように考えているところであります。

そこで、もう時間もあれです。最後に知事にお伺いをするわけでありませうけれども、この遷延性意識障がいの皆さんの生きる尊厳と権利を守るために、医療機関、福祉関係者、市町、そして県が情報や課題を共有いたしまして対応を進めるためのしっかりとした協議の場、これを設置いただいて積極的な取組を強く望むところでありますけれども、知事のお考えと決意をお願いいたします。

○知事（鈴木英敬） 菰野町に本籍地がある私が答弁したいと思います。

今おっしゃっていただきました遷延性意識障がいの方、まさに議員御指摘のように、遷延性意識障がいの方々であっても、年齢や家族の状況、それぞれに多様であるというのがやはり大変重要な点であると思っております。

先ほど御指摘いただいたような四つのソフト面、ハード面などの課題も含めまして、医療機関、福祉機関、消防、市町、県、様々な関係機関としっかりと協力して検討を進めていきたいと思っております。

〔31番 館 直人議員登壇〕

○31番（館 直人） さすが菰野に縁のあられる方でございます。心のこもった答弁やと思いますが、やはり関係をされる、今おっしゃられた各位と、そ

して関係機関、まさに現場の声、これを尊重していただいて、県も部局横断的にそんな趣向を持っていただいて、積極的に取り組んでいただきたいと、このことについても今後とも注視をさせていただくことを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（永田正巳） 次に、青木謙順議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。50番 西場信行議員。

〔50番 西場信行議員登壇〕

○50番（西場信行） 青木議員の森林政策について関連質問をさせていただきたいと思います。

青木議員のほうから、間伐の手入れ不足、山を荒廃する、土砂崩れ、土石流等の問題提起がありまして、今後それに対する対応を、その要望に対して知事が最後に、緑の循環を維持、継承するために、そして、また、「WOOD JOB!」などの、この流れを背景にして、しっかり受けとめて、今後この造林関係を重点的にテーマとして、来年度予算に向けてしっかり取り組むと、こういう御回答をいただいたところでございまして、山について大変関心を持つ自分としても本当にありがたくこの質問と答弁を受けとめさせていただきました。ありがとうございました。

その上で、せっかくの機会でございますのでいままし踏み込んで、この内容についてお伺いしたいなど、こんな思いで関連質問をさせていただいたところでございます。

造林の一番基本になります大きな事業は国の造林補助事業でありますけれども、基本的に国が10分の3、県が10分の1というような割合で補助があります。その県費の10分の1がないと国の10分の3がついてこないのではありませんが、もう大変県の厳しい状況の中でこの10分の1の財源確保というのが大変厳しくあるという現実を最近知らされまして、その取組に大変心配をいたしているところでございます。

今日はいろいろな方から言われました災害の問題、私も濱井議員と一緒に多気郡選出でございまして、地元の議員としては、ちょうど10年前の今日で

す、7人の方の死者、行方不明者が出たあの大惨事が起こりまして、関係者の御冥福を祈りながら、その思いも今携えながらお聞きするわけでございますが、あの大惨事後、議会は自ら議提条例をつくらうということで、今までの杉、ヒノキの山づくりだけじゃなしに、環境や文化や、そして災害に強い森づくりを基本的に見直そうということで、三重の森林づくり条例をつくることになりました。

その4本の政策を実現するために新しい財源が要するというので森林環境税を目指してきたわけでございますが、リーマンとかサブプライムローンとか、いろんなことの中でなかなか実現しなかったんですが、紀伊半島大水害を見て鈴木英敬知事が大英断をしてもらったなど、そして、この4月からその新財源の確保に、そしてその使途に当たられておるということについては本当に、改めて感謝を申し上げたいと、こういうふうに思っております。

そういう中で、災害に強い森づくりを進めていく中で、間伐や、そして新しい植栽事業を途絶えることなく進めていくということは、本当に県土を守り育てるために重要であると、こんなことでありますから、たくさんの県政課題がありますけれども、この点について本当に真剣にお取り組みいただければなど、こう思っております。

先ほどの重点的という中で自分なりに整理するのは、幾つかやり方があるかなと思いますが、一つは当面今年について、どう補正を組んでいただくかというようなことについての期待がやっぱりあります。

もう一つは、バイオマスとか、あるいはCLTという新しい集成板などの動きも踏まえて、新しい山づくりや需要拡大に向けての新規事業をどう構築していただくかという対応があります。

もう一つは、国のほうで制度的にこのことに対する地方財政の支援をしっかりとやる制度づくりをやってもらうという国に対するお願いがあるかなと、こう思います。

こういったところについて、いま少し踏み込んだお答え、説明がいただければと、質問をさせていただきたいと思います。

○農林水産部長（橋爪彰男） 造林、間伐関係の事業、おっしゃっていただいたように国補の造林事業をはじめ、県の負担以上に国の補助等もありますので有効に活用したいと思っております。

また、そういう中で、一定の県負担がありますので、厳しい財政状況の中でなかなかうまく十分に使えていないということはおっしゃっていただいたとおりですが、今後予算全体としては新年度に向けて確保に努めていきたいなど思っております。新しい事業の話ですけれども、先ほども青木議員の中でもお答えしましたが、これから、川上、川中、川下と、こういうふうないろんな声を聞かせていただきました、そういう中で、もう少し県産の木材を製材工場等で使っていただくようなためにはどういうふうにしたらいいかというようなことも考えまして、今、森林所有者の方がなかなか木を切ってもらっていない、それをどういうふうに動かすかというようなことも念頭に置きながら新年度へ臨んでいきたいなというふうに考えております。

それと、国の制度ですが、造林事業については特に起債の特例というのが制度としてはあるんですが、これが非常に条件が厳しくて、平成16年度から18年度予算案の平均の予算を超えた分だけが起債対象になると。起債対象になれば一定特交措置なんかの財政措置もあるということで非常にうまい措置があるんですけれども、適用にならないというのが三重県の現状ですので、この11月にも国のほうの要望、提言の機会がありますので、その機会等も捉えまして、その辺の制度の見直し、拡充等については提言していきたいなというふうに考えております。

〔50番 西場信行議員登壇〕

○50番（西場信行） 農林水産部長の答弁そのものはそれで了解いたしますけれども、現状抱える三重県の危機感というものがその言葉の中になかなか感じられないのが物すごく気がかりです。

県がつくった間伐計画は9000ヘクタールですが、それが6000ヘクタールにとどまっておると。これは豊かな森づくりの中で基本中の基本ですね。こういうものが行われない一番基本的なところは、国が予算を置いたのに、それ

を県のほうに持ってこれない、県費の負担分がないという財政上の問題が非常に重要なと、こういうように思っておりまして、視線を農林水産部長から総務部長に向けながらこの問題を提起していきたいなど、こう思います。余り時間がないので最後に知事に伺っておきたいのは、造林や間伐というのが、ほかの治山や、そして砂防のような公共事業とは別にされておるといふ部分が、非常に昔と今は違うということを確認してもらいたい。

山づくりは、昔は個人の資産形成、お金のためにあるだろうと、こう言われておったんです。しかし、今、山をやればやるほど損をするんです。そういう林業経営の中で、山づくり、森づくり、森林づくりをやるということは、これは社会貢献です。社会貢献で、治山、砂防、そして環境、水源涵養こういったものに貢献していくという間伐なり森林整備の役割を担っておるわけです。それが今の森林整備なんですね。

こうなると、社会貢献をする森林、林業に対して、どのように措置をしてやるか、これはまさに、国の制度を変えていくしかない。今の農林水産部長のところを一步踏み込むしかない。これは三重県だけではいきませんから、近県とか林業県と連携して国へ制度改正を強力に進めていく必要があるんです。特に三重県の危機的状況はそういうことだと思います。最後に決意を伺いたい。

○知事（鈴木英敬） 今、議員から御指摘のあったような危機感に加えて、今回、木質バイオマスが11月から稼働すると。そのためには、チップを供給するための素材生産量の増加、あるいはその安定供給というのが必要でありますから、ピンチとチャンスとが両方来ていると思っていますので、議員から御指摘のように隣県を巻き込んでの国への政策提言、しっかりやっていきたいと思っております。

〔50番 西場信行議員登壇〕

○50番（西場信行） 終わります。（拍手）

○議長（永田正巳） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（永田正巳） お諮りいたします。明30日から10月13日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認め、明30日から10月13日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

10月14日は定刻より、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（永田正巳） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時43分散会